

上田市文化財調査報告書第24集

染屋台条里水田跡遺跡調査概報
創置の信濃国府跡推定地確認調査概報Ⅲ

1985年3月

上田市教育委員会

染屋台条里水田跡遺跡調査概報
創置の信濃国府跡推定地確認調査概報Ⅲ

1985年3月

上田市教育委員会

例　　言

- 1 本書は昭和59年10月15日から11月7日まで実施した、染屋台条里水田跡および創置の信濃国府跡と推定される上田市大字上野字大和町地籍の発掘調査概報である。
- 2 発掘調査は、国・県の補助を受けて上田市教育委員会が信濃国府跡確認調査会に委託して実施した。
- 3 本書はあくまで中間的な概報であるから、結論的な記述はつとめて避けた。これらは後日の調査が実施された時点で訂正補充する所存である。
- 4 本書の執筆は調査員の共同討議により、各項目を分担執筆することとし、文責をそれぞれ文末に記した。
- 5 遺物の実測・遺構等の整図および本書の編集は、川上　元・倉沢正幸が担当した。
- 6 出土遺物・関係図面等は、上田市教育委員会が一括保管している。

調査に至るまでの経過

染屋台地に条里遺構のあることは、早くから知られていたが、残念なことに南部は調査が実施されないまま、圃場整備工事が実施されてしまい、今となっては明治時代の公図と大戦後撮影された航空写真によって、地割の状態を知り得るだけとなり、遺構は地下の遺跡とともに全滅してしまった。

昭和40年代になると、染屋台地一帯は各種道路が開発・拡幅され、残された北西部の耕地（大部分が水田）には個人の住宅、事業場、住宅団地等が急速に造成されはじめた。上田市教育委員会は遺跡の保存に備え、条里遺構調査委員会を組織し、昭和47年4月1日から翌48年3月31日までに約7km²に亘って第一次条里遺構の分布調査を行ない、報告書を刊行した。調査は一志茂樹博士を顧問とし、高野豊文が委員長となり外五名の調査員で実施した。調査は一般に行なわれる埋蔵文化財の発掘調査方法では20km²に及ぶ遺構の調査は到底不可能であるので、(1)微地形調査 (2)灌漑用水分布調査 (3)土壤調査 (4)伝承字名地字名等調査 (5)古絵図・古文書等の資料調査 (6)条里区画調査の方法によって行なわれた。

この調査を初年度として以後7年間に亘って上田市と丸子町にある条里遺構の調査が実施されたのである。

これらの調査結果は、それぞれ報告書に詳述されているが、黒坂周平による要約を掲げると、（上田小県誌歴史篇2の上）

(1) 条里遺構造成以前には、そこに必ず湧水・沢水・自然水流による小範囲の原始開発が先行している。この原始開発地が誘引力となって、広範囲の計画的開発が促されているのが一般的である。

(2) 条里遺構立地の場所は、段丘上の平坦面・扇状地の平坦面・後背低湿地等に卓越し、河川の氾濫・沢水の襲来に対して安全な地帶が選ばれている。染屋台は段丘上の平坦地に当っている。

(3) 計画的開発地への灌漑を徹底するため、幹線水路は千曲川等の大河川から直接取水し、水量の安定確保を期している。染屋台は神川から取水している。

(4) 条里遺構内の水田は、湛水日数5～7日内外の強粘土地帯が選定されている特色をもち、乏しい水量を活用して広範囲の灌漑を可能ならしめている。

(5) 所有権者の異なる連続した水田を上から下へ灌漑する「田がかり」、「田おとし」、「田わたし」と呼ぶ特異な灌漑形態が水利慣行として定着し、遺構造成時代の権力者による一括開発を暗示している。

以上5点を挙げている。

染屋台地区に於ては「創置の信濃国府跡」の推定がさらに具体化されるなどこの条里遺構調査は多大な成果を納めている。

染屋台に所在すると推定されていた創置の信濃国府跡の確認発掘調査は、昭和57年度に推定国府域の南限中央部南大門跡の確認を目指して行なった。これを第一次とし、58年度には第二次として推定国衙域の前面周辺部を発掘した。以上2回の調査結果は、いずれも報告書が刊行されているが、両地域とも弥生式土器・土師器・須恵器の破片が出でている。ことに第一次調査はその量も多く、住居跡の一部も確認されるなど、多大な成果を得たものの、直接国府跡に關係づけられる遺構・遺物は発見されなかった。

しかし、二回の調査結果から国府跡では無いと結論づける資料も得られていない。発掘地点が、目指す遺跡を外れていることも充分考えられるのである。6町四方(654m四方)及至8町四方(872m四方)と推定される広い区域のうち、予算の関係で3百坪(990m²)程度しか発掘できないのだから何年も継続して遺跡に合う幸運に巡り合うのを待つ、というのが実状なのである。また掘って調べたい場所があつても、地権者が承知しなければ掘れないという障害もあるのである。

今回の調査に当って、圃場整備関係の条里遺構の調査を先にしたのは、国府推定地の北辺が少し重複しているので、こちらを調べることによって、推定国府跡の範囲が少しでも絞られることと思ったからである。

染屋台条里水田跡遺跡

——上田市大字上野字大和町地籍の調査概報——

目 次

第1章 調査の経過	1
第1節 発掘調査の経過	1
第2節 調査会・調査団の構成	2
第3節 調査日誌	4
第2章 遺跡の環境	5
第1節 自然的環境	5
第2節 地質学的概観	7
第3節 水利的環境	8
第4節 歴史的環境	9
第3章 遺跡の調査	10
第1節 トレンチの調査	10
第2節 大土手の調査	15
第3節 検出遺物	15
第4章 条里遺構の概要	16
第5章 条里的遺構調査小結	23

第1章 調査の経過

第1節 発掘調査の経過

昭和47年度の国庫補助事業として実施された上田市神科地区の条里的遺構調査によって、新たに創置の信濃国府跡の問題が提起された。これは一志茂樹博士を中心にして、綿密・周到に調査研究された成果であり、上田市大字古里字東之手、字西之手地籍の方六町の地域に、信濃国府跡が推定された。

ところがこの信濃国府跡推定地は、その真中を東西に広域農道が横切り、さらに近年住宅、商店、事業所等の建設が目立ちはじめるに至った。このため上田市教育委員会は、昭和57年度から国、県の補助を受けて信濃国府跡の確認調査を行うことに決定し、信濃国府跡確認調査会に調査を委託して第1次確認調査を実施した。さらに昭和58年度には2回目の確認調査が行われた。

今年度の第3次調査は、昨年に引き続いて信濃国府跡確認調査会（会長 遠藤憲三氏）、及び信濃国府跡確認調査団（団長 五十嵐幹雄氏）に調査を委託して実施された。

また今回の調査は、信濃国府跡推定地の北側にあたる大和町地籍の一部が神科中部地区基盤整備事業に含まれるため神科中部共同施行委員会より委託を受けて、その事前調査として染屋台条里水田跡遺跡発掘調査が信濃国府跡確認調査と併せて実施される計画であった。

3月30日、奈良国立文化財研究所の山中敏史主任研究官を招いて信濃国府跡確認調査会が開かれ、昨年度の第2次調査の反省や今年度調査の具体的方法、調査場所等について検討がなされた。その結果、調査は基盤整備事業が行われる大字上野字大和町地籍を中心に行い、10月中に調査に着手することが決定された。

9月21日、市役所で上田市文化財調査委員会が開かれ、信濃国府跡確認調査会、同確認調査団組織の編成、調査計画等について検討がなされた。

10月4日、地元の西野竹公民館に於いて信濃国府跡確認調査会、同確認調査団会議が開催された。席上、遠藤調査会長、五十嵐調査団長から発掘調査について説明がなされ、調査地点、調査方法等について具体的な打合せが行われた。

発掘調査は大和町地籍を中心にして、基盤整備事業範囲内の染屋台条里水田跡遺跡に東西、南北に長くトレンチを入れて調査をすることに決定した。また信濃国府跡確認調査は、特に遺物が出土した地点を重点的にグリッド設定し、平面発掘を実施することが検討された。

こうして準備が整い、10月15日から発掘調査器材の運搬、調査地点の測量が開始され、同日鍬入れ式が行われた。

委 員	上田女子短期大学講師	塙入秀敏
〃	神科自治会連合会長	細谷広務
〃	前神科自治会連合会長	高橋 正
〃	元神科自治会連合会長	川上 清
〃	元神科自治会連合会長	深町 守
〃	山口自治会長	山崎豪優
〃	大久保自治会長	大矢康雄
〃	金剛寺自治会長	三井嘉定
〃	伊勢山自治会長	塚原源一郎
〃	野竹自治会長	松林袈裟信
〃	西野竹自治会長	梅木 実
事 務 局 長	上田市社会教育課長	深井武雄
事務局次長	上田市社会教育課文化係長	内藤良典
事 務 局 員	上田市社会教育課文化係	倉沢正幸

信濃国府跡確認調査団

調査団長	五十嵐幹雄	(日本考古学協会員・上田市文化財調査委員)
調査主任	川上 元	(日本考古学協会員・上田市立博物館学芸員)
調査員	滝沢泰男	(上小郷土研究会)
〃	小池雅夫	(上小郷土研究会)
〃	林 和男	(上田市立信濃国分寺資料館学芸員)
〃	倉沢正幸	(上田市社会教育課学芸員)
〃	和田博秋	(上田市立第五中学校教諭)
〃	柳原哲夫	(筑波大学研究生)
事 務 局 長	深井武雄	(上田市社会教育課長)
事務局次長	内藤良典	(上田市社会教育課文化係長)
事 務 局 員	川上貞雄	(元上野ヶ丘公民館長)
調査協力者	富沢頼忠・内堀義夫・宮崎郁夫・柳沢勝男・清道賢四郎・飯田薰・五十嵐芳子・柳原迪子・塚原清人・平林文雄・梅木実・高橋たみ・正橋竹次郎・倉沢ときい・山崎鶴次郎・徳武晴代・西沢かほる・清水要次郎・黒沢勝秋・小出公尊・中曾根直義・黒沢泉一郎・穂谷潔・金井自治雄・若林昭子・春原由香	

第3節 調査日誌

昭和59年

10月15日（月）晴

発掘調査準備、調査器材の運搬及びテント設営。午後調査地点の測量、杭打ち。測量は東信測量(株)に依頼。

10月16日（火）曇

鍵入れ式。原点から北へ 570m の地点の基準杭に沿って南北に幅 1.5m のBトレンチ設定。さらに南北にAトレンチ、東西にEトレンチ、Fトレンチ設定。Bトレンチの1区、2区を重機で掘り下げる。トレンチ地山面より人頭大の自然石13個出土。

10月18日（木）曇後晴

Aトレンチ3区、4区掘り下げ作業。Bトレンチ西側にセクション実測用の基準杭設定。基準杭標高 544.459m。水系レベル 545.949m。Aトレンチ東側にセクション実測用の基準杭設定。基準杭標高 547.282m。水系レベル 547.142m。Aトレンチ3区で長さ約60cmの菱形の自然石出土。

10月19日（金）曇時々雨

Fトレンチ2区、3区の掘り下げ作業。FトレンチⅢ区で径10cmから15cmの石が16個、東西に二列に並んで出土。しかし遺物が皆無であり、自然の列石と考えられた。Eトレンチ2区、3区の掘り下げ作業。写真撮影。

10月20日（土）雨後曇

Eトレンチ4区掘り下げ作業。Fトレンチ4区から西側のトレンチ設定作業。午前中は小雨の中を作業。

10月22日（月）晴

Fトレンチ3区、4区掘り下げ作業。Aトレンチ6区、7区、8区掘り下げ作業。Bトレンチ1区、2区西側セクション及びAトレンチ3区、4区東側セクション実測。Aトレンチ7区より土師器片15点出土。Aトレンチ9区表土層掘り下げ。

10月23日（火）晴

Aトレンチ9区、12区掘り下げ作業。Aトレンチ3区、4区、7区、東側セクション実測。Aトレンチ7区より更に土師器片出土。午後、調査会、調査団の合同会議を行い、信濃国府跡推定地第3次調査の平面発掘地点について検討する。(事務局)

第2章 遺跡の環境

第1節 自然的環境

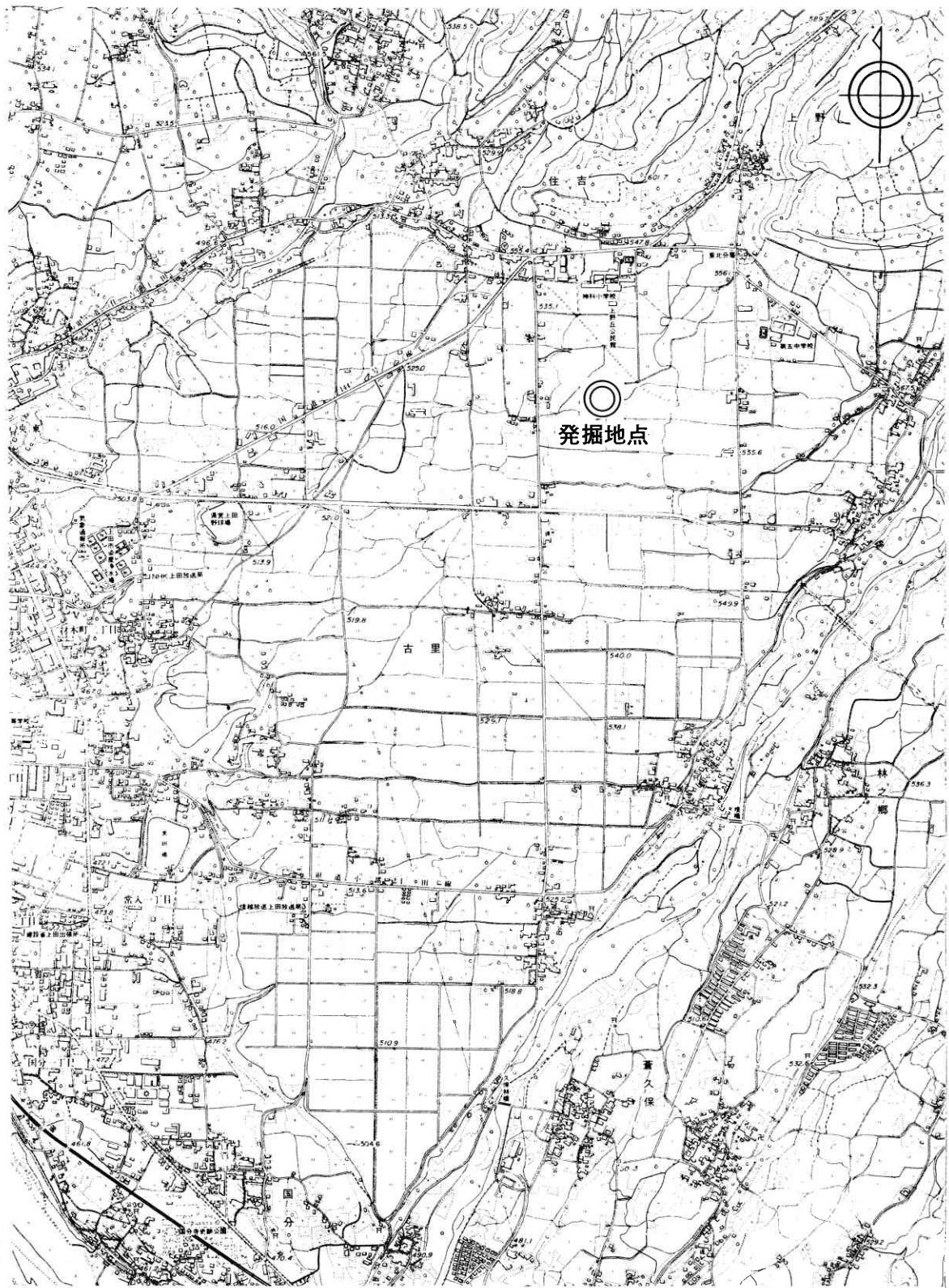
条里的遺構と創置の信濃國府跡があると推定された染屋台地は上田市域の東部にあり、北に虚空藏山と横山丘陵が東西方向に横たわって、その麓での長さ約3.5km、東端は神川に臨む。東は神川の河成段丘崖が北東からやや南西方向に約3.8km、西は所謂染屋段丘崖(千曲川の第1段丘)が北西方から南東方向に約3kmの長さに続き、この三側線に囲まれたほぼ二等辺三角形の地域でその面積は凡そ5.76km²である。東辺は神川河床より25m~30m、西辺は上田市街面より15m~20mの高さの台地である。土質は下部が段丘礫層、上部は2m~3mのローム層で、第四紀洪積世に生成されたものであり、地質学的には染屋層と呼ばれている。

染屋台地は扇頂部の標高580mで扇末部は標高500mと約80mの比高差で、模式的な隆起扇状地である。その成生過程を高野豊文はつぎのように言っている。

- (1) 染屋扇状地の形成期以前は神川本流は樋ノ沢の狭隘部を流れていた。
- (2) 神川本流が虚空藏山下に変動した後は神川は上流部をものすごく浸食し、莫大な砂礫層を運搬して扇状地に堆積した。火山灰(ローム)の降下はこの扇状地形成生期後のものである。
- (3) 虚空藏山下の自然流的河川がなくなった後は、降雨による雨水浸食が地形形成の主力的因素となった。豪雨の際の流路は扇状地、原形面に支配されて、凹地であるが、上流部では面的浸食であり、漸く集まって河の様相になって、田切地形や崖地形を形成した。当扇状地面上の各所にみられる凹地形がこれである。しかし神川の本流又は支流の浸食を受けず、また山の崩壊や洪水等の天災地変を受けなかった、染屋台の扇状地の微地形は、同心円状に等高線があり、そこに小刻みの凹凸がある。その大半は平行しており、東西方向の流路となる凹地となっている。そのうちもっとも大規模なのは新屋堰であり扇状地上の最高地を貫く大幹線となっている。また笛井染屋堰、岩門堰も等高線を切っている。その他にも小さな凹地がいくつかあり、それらが扇状地面上に変化を与えているものと考察ができるという。

更に、ロームの堆積が扇状地礫層の堆積中から始まり扇状地形成後第二段丘面形成期まで続いたことと、もう一つは地下水位が地表下-20mと甚だ低いことが特色だといわれている。

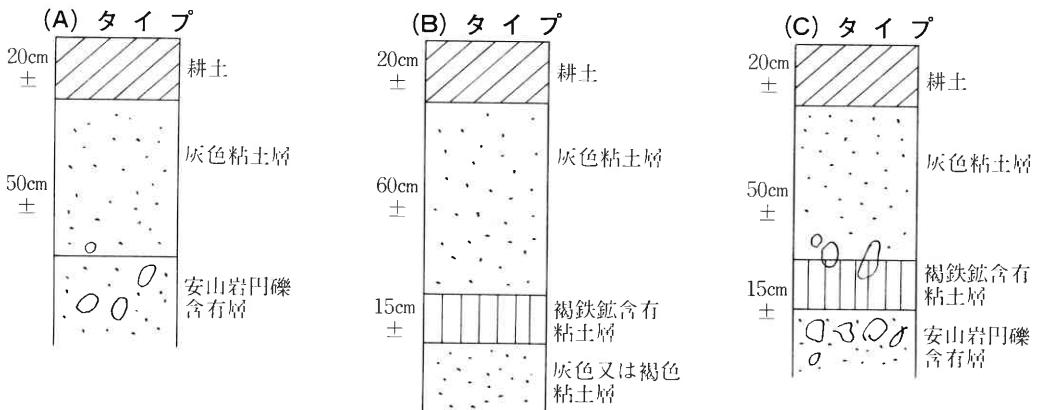
(五十嵐幹雄)



第1図 遺跡周辺の地形 (1:25000)

第2節 地質学的概観

発掘したトレーナーの各地点に於ける層位は、次の3タイプに類別することができる。分類のためのキーポイントは褐鉄鉱含有粘土層と安山岩円礫含有の有無にある。



(A) タイプ

耕土、灰色粘土層の下部に円礫の安山岩を含む層であるが、褐鉄鉱含有粘土層はみられない。安山岩円礫は径10cm以下のところが多いが、場所により40~50cmの大きな円礫を含むところもある。

(B) タイプ

褐鉄鉱成分を含有する粘土層があるが、このタイプのところに安山岩円礫はみられず、その大部分は粘土層または砂質粘土層からなっている。

(C) タイプ

Bタイプの褐鉄鉱含有粘土層を境にその上部または下部に安山岩円礫を含有する粘土層で、一般に円礫は褐鉄鉱含有層の下部に多い。

発掘地点と照合しての考察

- (1) A3・A4・A9・A13・A14は柱状図で示すと一部は(A)タイプであるがその他の大部分は(B)タイプにあって、安山岩円礫を含まず褐鉄鉱含有粘土層にその特徴がある。
 - (2) D3・F7・F3・E3は(A)タイプ、(C)タイプで安山岩円礫を含有することを特徴とし、また褐鉄鉱含有粘土層も一つの特徴となっている。
- 以上のようなことから、つぎのようなことが考察される。

- (1) 褐鉄鉱含有粘土層はこの台地がかつて湿地帯であって、その当時褐鉄鉱含有物を沈澱させた粘土層が形成された時期である。
- (2) 安山岩円礫を含有する粘土層は遺跡の南部に多い。ことに径40～50cmぐらいの大きな円礫もあることから旧河川の流路であったところではないかと考えられる。染屋台扇状地形成の後期か、それ以降における河川の流路と考えられる。

また遺跡の中・北部は湿地帯のあった時代を経てきており、河川・湖沼でいうと岸辺にあたるような時代があったとも考察ができる。

(赤塩一巳)

第3節 水利的環境

1. 染屋台北部の水路

北方の虚空蔵山塊と横山丘陵の間にあたる樋之沢の峡谷を貫流するのが神川から分流した「堀越堰」である。

一方字堀越地籍で神川から分流し、遠く虚空蔵山塊の東麓をう廻して新屋地籍で台地上に姿を現わす新屋堰がある。堀越堰はかつてこの台地上を流れたであろう、旧神川本流によって形成された凹地を辿って、台地上の北東部を流れ、石神堰、砂原堰、住吉堰の三支流を分岐して、ともに西南流して一帯を自然流そのままで複雑な地形をなしている。他方新屋堰は条里的開発を目的とした人工的な用水堰で、新屋部落を過ぎて数条に分岐するが、そのうち最北の支流である塚田堰は又数条に分派して北部一帯を規則正しい条里的区画に形成している。

本年発掘調査した番匠町、大和町は上述の石神堰と塚田堰の末流が交さくる地域で、とともに石神堰によって灌がいされる地域である。塚田堰はそれより上流地域で条里的区画内を灌がいの役目を果し、この地域の耕作には役だたない「おち水」となり、流路も一転してまがりくねった自然流の形をなし、流末は石神堰と合流して砂原堰に落ちている。

2. 石神堰と国府跡推定地

前述の如く、石神堰は堀越堰の一支流である。この石神堰は親堰の堀越堰から分流した後、 笹井→伊勢山道に沿って真すぐに南下し、字大夫町にて二分する。西南方に分岐した堰は現在の石神堰である。またそのまま南下したと思われる堰は現在廢堰となって実在しないが国府が存在した頃には実在したであろうと云われる所謂国府堰である。

西南方に分岐した石神堰は曲流しながら小字石神地籍を経て更に西南流して国府跡の西限と思われる道路（西の手と柳町の境界）の西北端の高所を目がけて流下する。小字石神地籍に現に石神（社司司）の碑があり、この附近はかつての塚原村（後に伊勢山村と新屋村に分離）の故地で

あると云われ、樋之沢の人々はこの石神の八十八夜の祭典には夕刻、提灯をつけてお参りに行つたと語っている。

一方現在廃堰となっている国府跡は新屋堰（条里的開田のために開さくされた堰）の支流の塚田堰の枝堰と数ヶ所で交錯する。その交錯したであろうと思われる場所では塚田堰がすでに開さくされた国府堰をまたぐための小屈曲であることを物語っている。即ち国府堰の存在と国府跡の東限の東北端に向かって南下した堰であることがわかる。

以上によって水に乏しい染屋台に創置されたといわれる国府に必需の水はこの石神堰によって供給されたものと思われる。

(滝沢泰男)

第4節 歴史的環境

前項自然的環境で述べた如く、染屋台地は地下水が低く湧水が乏しく且又自然流がなかったことからその開発が比較的おそく、当地域からは縄文・弥生時代の遺跡および遺物の知見は比較的少なく、台地の周縁部に弥生式土器のうち後期に入る箱清水期の小破片が少数表面採集されているにすぎない。しかし古墳時代になると北辺の虚空蔵山麓に新屋古墳群があり、もとは大字上野字鴻呂館及び矢花地籍にかけて20数基があったという。いまは鴻呂館地籍に3基残り、矢花地籍には矢花の七つ塚と呼んでいるうちの3基だけが残存している。また塚田地籍である上田市立第五中学校の敷地内にある「カンカン塚」は小規模ながら横穴式石室を残している。南辺近い岩門地籍には「社宮寺古墳」向田地籍には「向田古墳」がある。この二つの古墳は墳丘のあることのほかは未詳である。東辺段丘崖下の笹井地区には全壊した笹井古墳があり、石室から直刀の出土が知られており、また石室構築石の一部が残存している「掛ノ宮古墳」などがある。また矢花七つ塚の周囲は矢花遺跡で広範囲に亘って弥生後期の土器破片と土師器および須恵器の後晩期に属するものが出土している。また社宮寺古墳の周辺は社宮寺遺跡であり土師器、須恵器の破片の出土が知られており、西辺には「英遺跡」がある。染屋聚落の南部区域にある畠と宅地内であり、石鎌や土師器、須恵器の破片が出土している。

中央部で国府域推定地と考え、過去二回に亘って発掘した東の手、西の手地域からは弥生式後期の土器片と土師器、須恵器の破片が出土した。また西野竹地籍の畠地からも前記と同種の土器の出土があることなどから、染屋台面処々にこの期の遺跡のあることが推察できる。染屋台下段の段丘面は信濃国分寺が建立されたところである。自然流のない染屋台地にこのような遺跡のあることは、古くより用水堰の開発がなされたものであり、それにともなって地割されたのが条里的遺構としてなったものと考えられる。

(五十嵐幹雄)

第3章 遺跡の調査

第1節 トレンチの調査

1. トレンチ、グリットの選定

今回の調査対象地域は、染屋台地のやや北東よりで、現小字名としては大和町、番匠町等であり、今年11月上旬からは圃場整備が実施されることになっている一帯であり国府跡と指定される北側にあたる部分である。

第1次発掘調査概報の中でも詳述しているように、染屋台地は強粘土の地質であり、古来より瓦・焼物等の原料として使われ、これがため第2層以下の粘土を各所で掘り取っている。このことを地元では「おさぬき」と呼んでいるが、「おさぬき」をした場合耕作の便も考慮し、かつての狭い水田の畦畔を取り除き、数筆を合わせて新たに一筆とするより広い水田にしている。

したがって「おさぬき」された水田は、地層が変容されていることが考えられるため、発掘調査に当っては、できるだけ「おさぬき」の実施されていない水田を対象に実施することが望まし



第2図 大和町の切図



第3図 事業計画地域および発掘地点

いわけである。

そこで今回は、明治初年に作製された地籍図と現在の地籍図とを比較検討しながら、できるだけ「おさぬき」未実施と思われる地点を選定して、トレンチ、グリット等の選定を試みたわけである。

第2図「神科村大字上野第壹番字大和町」の地籍図は明治初年のものであり、第3図は昭和59年現在の地籍図である。

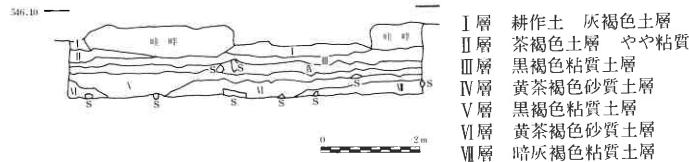
Aトレンチほか各トレンチおよび、A・B両地点のグリット等は、上記の理由から、できるだけ「おさぬき」未実施の場所を選定したわけである。 (小池雅夫)

2. トレンチの様相 (第4・5図)

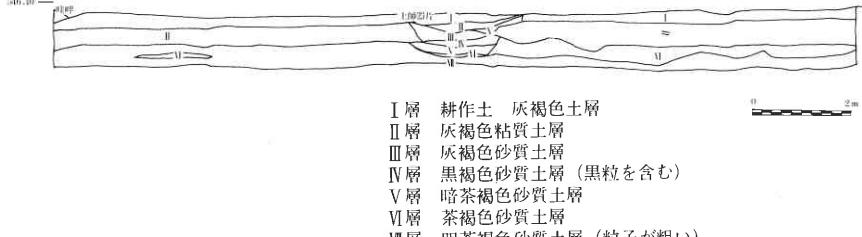
各トレンチは東西・南北方向となるよう設定し、幅1.2~1.5m、深さ約1mまで掘りさげた。また、土層断面は原則として東西方向のトレンチでは北壁、南北方向のものは東壁で作成したがトレンチ内の状況によってはこのかぎりでない。なお、検出された各トレンチの土層断面は一様ではなく、それぞれ複雑な様相を呈していたといえる。

なお、各トレンチは30mを1ブロックとして、南北方向のトレンチは南から第1~2区とし、東西方向トレンチは東から第1~2区と呼ぶようにした。

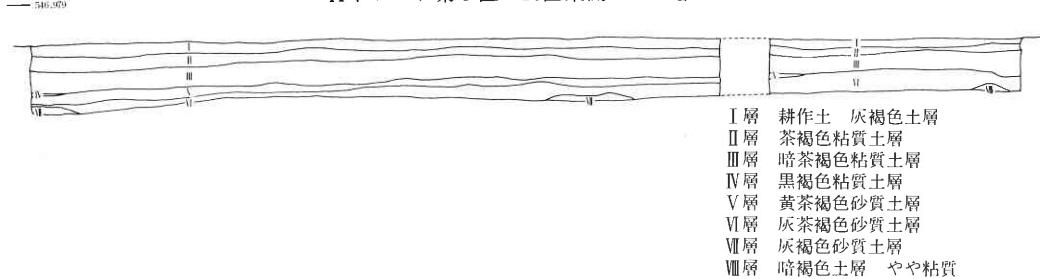
A トレンチ第7区東側セクション



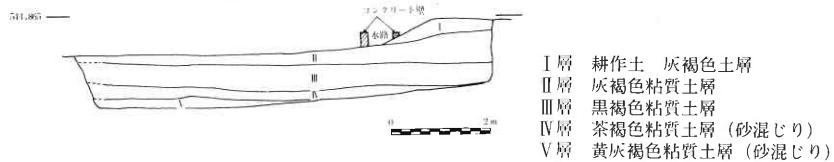
A トレンチ第9区東側セクション



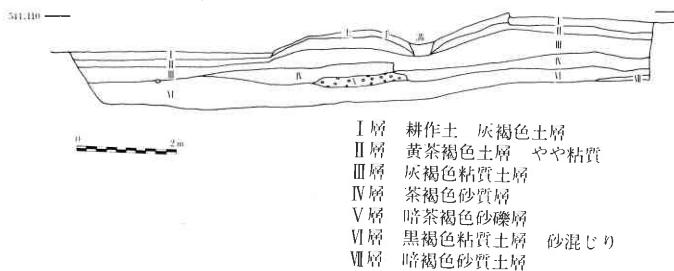
A トレンチ第9区・10区東側セクション



E トレンチ第5区北側セクション

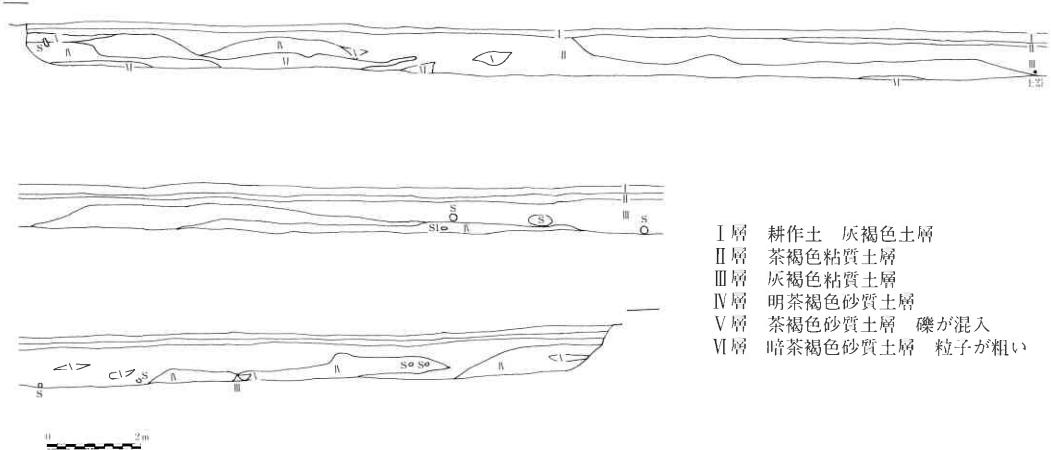


大土手Bトレンチ北側セクション



第4図 トレンチ内土層断面図

Bトレンチ第5区・6区東側セクション



第5図 Bトレンチ第5・6区土層断面図

Aトレンチ

調査区の東側部分の南北方向に約390mの長さのトレンチを設定したのが本トレンチである。このうち、断続的ではあるが約235mを掘りあげた。土層断面は、地区ごとにちがいが認められるものの、第Ⅰ層耕作土、その下部が粘質土層で、さらに砂質土層に続くというパターンであった。Ⅶ層ないしⅧ層の層位が観察されたが、条里的遺構にかかる旧畦畔や水路と推定される土層断面は確認できなかった。

ただ北方段丘下の本トレンチ第7区でいくつかの大石が検出され、それに伴って土器片を採集することができた。この地区はその後の調査によって、土器の集中することが確認されたため、グリットを設定して平面調査を実施した。A地点と呼ぶ箇所である。土器群の集中した部分は、当初住居跡と予想したのであるが、調査の進展に伴って古い水路跡との見方を強めた。しかし、検出される土器からみて条里に関連したものでなく、さらに古い様相を呈した遺構とみたのである。なお、A地点の遺物包含層は、Ⅱ～Ⅲ層であることが確認された。

Bトレンチ

Aトレンチの50m西に平行して南北トレンチを設定したのが本トレンチである。北側の段丘下までの約150mの区間であるが、とくに第5・6区で古い水路とみられる土層断面が2カ所に検出された。この溝状遺構の底部から数片の土師器を確認することができた。なお、この水路跡の一つはAトレンチの土器群集中箇所にみられた溝状遺構が西方に続いているものと推定したのである。

D トレンチ

調査区の西側にA トレンチ同様に南北に長く設定したトレンチである。このうち実際に調査した部分は、南側の第2・3区および北側段丘上の第9・12区にすぎない。第3区の下層から数個の大石が検出されたが、土層断面からみて少なくとも歴史時代以前のものであろうかと判断したのである。また、本トレンチからはとくに遺物の確認がなされなかつた。

E トレンチ

調査区の南側道路添いに東西に設定したトレンチで、長さ 115m を掘りあげ土層断面を観察した。現地表面は西に傾斜する地形で、V層～VII層ぐらいの層位がみられる。I層は灰褐色の耕作土、II層がいわゆる鉄分を含んだ溶脱層、III層が粘質土層と続き、その下部はいくつかの砂質土層が観察できる。第3区などでは暗褐色の砂質土層が帶状に堆積した層位も認められた。また、第3区のトレンチ底部から礫群の集中箇所も検出されたが、歴史時代以前の堆積であろうと判断したのである。本トレンチからも遺物の採集はとくにできなかつた。また、西側の第5区で現在の大土手を切つたが、その土層断面からは変化は認められなかつた。

F トレンチ

E トレンチの北側40mのところにE トレンチと平行して東西に設定したトレンチである。約130mにわたって土層の調査を行つた。東側部分の第3区を中心とした箇所では、III層の粒子の大きい茶褐色砂質土層が、とくに厚く堆積していることが注意されたのである。また、第3区のトレンチ底部には礫群の集中するところも認められたが、層位的にみて遺構と関連するものではなかつた。本トレンチからはまた遺物の確認ができなかつた。

G トレンチ

調査区の北方、一段丘上にA トレンチからD トレンチの間に東西に設定したものである。このうち第4・7区の2カ所で計60mの範囲を調査した。土層断面は耕作土(I層)、溶脱層(II層)、粘質土層(III層)、砂質土層(IV層)という層序がみられたが、特段かわった箇所はなかつたといえる。また、遺物の検出もなかつた。

(川上 元)

第2節 大土手の調査

調査対象地域内のうち、大土手と呼ばれる畦畔が、対象地域内のほぼ中央を南北に長く貫くように残っている。なおこの大土手のうち南側 100m 間には堰が通じている。

この大土手は条里的地割のうち、各条里を60間ごとに区切った坪の畦畔にあたるもの一つではなかろうかと推定されているものである。この畦畔が条里的地割のつくられた当初からのものであるのか、あるいはその後何等かの事情で築きなおされたものであるのかは、染屋台上の条里成立を解く鍵の一つとなることが考えられるわけである。

そこで東西に設定したEトレント5区、Fトレント5区、Gトレント4区のうち大土手の部分①②③合わせて3か所と、ほかにFトレント5区のうち大土手の部分の北側30mの地点④を含め計4か所を大土手調査のための地点として選定した。

なお大土手のうちFトレント5区の北側25mの地点から、Fトレント5区北側20mの地点の間は、大土手に二条の堰が通じている特異な畦畔となっているため、この堰を含めた大土手の一部分にグリットを選定し調査することにした。

しかし、いずれのトレントからも遺構らしい地層の変化を認めることができなかった。また、グリット設定し平面調査を行ったところも、若干の礫群の集中する箇所はあったものの、遺構の確認には至らなかった。

(小池雅夫)

第3節 検出遺物

今回のトレント調査で確認された遺物は、Aトレント第7区（A地点）を除いてはほんのわずかにすぎなかったといえる。これは今回の調査が条里的遺構の検出に主眼がおかれたため、重機を使用したトレント調査法をとったことに起因するものと思われる。

A地点以外には、Aトレント第9区、Bトレント第6区にわずかに土師器片が採集されただけである。Bトレント6区の資料は溝状遺構とみられる底部から確認された土師器甕の破片であるが、小片のため器形や時代を推定するには至らなかった。

(川上 元)

第4章 条里遺構の概要

1. 条里遺構について

宝月圭吾氏の説を引用させていただく。

一般に「条里」というのは、わが国古代において、水田等の耕地を中心にして行われた典型的な土地区画である。長さ6町(654.6m)の幅をもって東西に土地を画し、同じ6町の幅で南北に区切り、これにより碁盤目状の基本的な地割を行なった。この東西に拡がる6町幅の帯状の土地を「条」と呼び、これに対して南北に延びる帯状の地を「里」と称した。これらの条・里の線によって地割された方6町の正方形の土地を「里」といい、数字によって何条何里と呼称されるのが普通であった。「里」はさらに長さ1町毎に区切られ、1町四方の土地が36である。これを「坪」と称し、これも数字を冠して呼ばれ、その面積は、それぞれ1町歩となる。その1町歩はさらに十等分され、一段の土地10箇を形成する。その区画の形式は大別すると二種になる。長さ1町(60間=54.54m)、幅6間の短冊型に割られるか、または長さ30間、幅12間の矩形に区切られる。前者は「長地形」、後者は「半折型」と呼び慣らされている。こうしてできた一段は360歩であり、その1歩は曲尺6尺四方の広さを有するわけである。このような整然たる方角割の区画を普通に「条理地割」と称するのである。かような地割は、それならば何時から行なわれたのであろうか。その起源についても諸説がある。括言すれば、大化改新を基点として、それ以前か、またはそれ以後かが問題となっていて、いまだに学界の争点になっている。それにしても、大宝律令による班田制が、これを基礎として実施されたことは確実であるから、条理地割は、少なくとも律令時代には存在したとする理解は、一般に認められているし、これが、古代における基本的な画地法であることも異論のないところである。

2. 条里地割の必要性

推古30年(622)、聖德太子の死後、日本は蘇我入鹿によって専制政治が行なわれたが、中国に渡って勉学していた人々が帰朝し、隋から唐への移り変りの状態や、それによってできた唐朝の法律などが知らされることによって蘇我氏の専制政治改革の気運が生じたのである。その中心となったのは中臣鎌足(藤原)であり、中大兄皇子(天智天皇)をたて反蘇我氏の勢力集結をし、皇極4年(645)6月宮中に於て蘇我入鹿を斬った。これを知った蝦夷は自分の家を焼くとともに自殺したことから蘇我氏は滅びてしまった。中大兄皇子らは新しい政治体制樹立のため、年号を大化とするとともに都を大阪に移し難波京とし、ここで大化2年(646)正月に詔を発令し新しい政治をはじめた。これが所謂「大化の革新」であり、それには周知のように大きな四本の柱

が考えられている。すなわち

- (1) 旧来の子代・屯倉・部曲・田荘をやめ、かわりに大夫以上に食封、以下の官人百姓には布帛を賜う。
 - (2) 京師・畿内・国司・郡司などの中央集権的な地方行政機構と、それを支える駿馬・伝馬などの制を整える。
 - (3) 戸籍、計帳、班田収授の法を定める。
 - (4) 旧来の賦役の制をやめ、田の調をはじめとする新しい税制を施行する。
- というのである。

このうち条里遺構について特にかかわりのあるのは(3)の土地制度とそれにつながる(4)の税制である。大化の改新は約50年後の701年に施行された「大宝の律令」によって充実された。班田収授の制を施行し、それによって収税をするというのである。収税をよくするための土地制度が班田収授の制である。これは唐の均田制にならったもので、全国の田を全部国有とし、六才以上の男女は男子に二段、女子にその三分の二の面積を与えたのであり、この田を口分田といい、この方法を班田収授の法といっている。そして六年に一度、戸籍にもとづいて行なわれた。その際受給者が死亡している時は、これをとりあげ、新らしく6才以上に達している人には規定にしたがって分与した。すなわち班田収授がうまく行なわれるために田地を一定面積にしかも整然と区画したのが条理制であり、土地の開拓方式であったと考えられる。

3. 条里遺構の起源

冒頭に引用した宝月圭吾氏の文に於てその起原について諸説があるという立場から、大化改新を基点として、それ以前か、またはそれ以後かが問題となっていて、いまだに学界の争点になっている。といわれている。今回の調査会の委員である黒坂周平は「大陸ではすでに秦の時代に、「阡陌の法」という条里の制度があったことが知られている。そしてそれは漢代の代田・北魏の屯田というような制度によってさらに発達したものであろうと推定される。これが直接わが国にはいってきたものか、あるいは朝鮮半島を経て到来したものか定説はないが、いずれにせよ、日本書紀、筑前國府案等の古書に「阡陌に従って境界を定めさせる。」というような文章があり、大陸の土地制度が実はわが国の条里の祖形となったものであろうことは疑いをいれない。いずれにせよわが国の条里は古く大陸から伝來した方法を基本とし、大化改新前後にその制度的確立をみたと考えて大過ないであろう。²¹」という。さらに「上田小県誌第一巻、歴史篇上(二)古代・中世」(昭55)に於ても同様な見解を述べており、調査團としてもこの見解に従うものである。

4. 条里遺構の調査方法

長野県内に於ける条里遺構は上小地方にあるもののほか、善光寺平の更埴市や長野市にあり、松本平にあるものなどが知られており、調査研究が進められている。条里遺構の調査研究方法に

も種々あるが、大きくつぎの二種と考えたい。

(1) 復原的方法

古文献、伝承などをふまえ、現地の形態を地上から考察して、条里地割の状態をまとめていく。さきに引用した小山真夫の報告はその例であり、日本各地の条里遺構の調査の大部分がこの方法である。例えば吉川国男は「秩父盆地太田の遺構の復原的考察」をし、ここが古代の条里遺構であることをつぎのような理由をあげて認定している。³⁾

1. 道路が東西、南北に、碁盤目状に走っていること。
2. 道路に小曲り、小歪みがあるうえ、交差点が必ずしも直交せず小乱れしており、敷設後長い才月を経ていることを物語っていること。
3. 道路で開まれた田地の区画が条里の坪割すなわち一町方格に合致すること。
4. 地割にも条里制の規制である長地型、半折型とみられる畦畔が存在すること。
5. 田地の区画及び地割の方法が真北を基準にして行なわれていること。
6. 灌溉用水路が道路に沿って引かれ、各区画田地に給水され、その末端は排水路に連結しており、計画的に敷設されていること。
7. 近世や中世に耕地の区画整理を行なった記録や伝承がないので、古代に行なった蓋然性が高いこと。
8. 小字名に「反町」^{ひの町}や「棒田」というような条里水田に由来する地名があること。

(2) 考古学方法

昭和36年11月から昭和40年3月まで、3年数ヶ月に亘って、宝月圭吾氏を団長として長野県教育委員会が調査した、「更埴市条里遺構の調査」がその例である。しかしこの調査は、歴史、地理土壤班などを組織し、単なる発掘による考古学的調査だけでなく、総合調査と呼ぶものであるが、地下遺構の発掘調査に力点があり、多大な成果を得ることができ学界から注目され、条里遺構調査に発掘調査の必要なことを教示している。

5. 小県郡内の条里遺跡

標記の遺跡が昭和59年度に神科中部地区基盤整備事業対象地にあることから緊急発掘調査をし記録保存をすることになった。この遺跡については、早くより知られていたと思われるが、文献として知られるのは、小山真夫の大正9年12月に「信濃教育」第410号に「小県郡の墾田遺跡」がはじめてのようである。小山はその後、大正11年に「小県郡史本篇」に「産業の遺跡」とし述べたなかに「墾田につきては小県郡内凡そ10ヶ所にみえる。」としふれ、つづいて大正12年3月「小県郡史余篇第三章産業の部」に「墾田の遺跡」として述べている。昭和4年に長野県の史跡と指定されたが、その報告書を「長野県史蹟名勝天然記念物報告書第10」の中に前三文献の記述も含めて詳述されている。小山は「小県郡中条里制度に則って地割をしている墾田の遺跡は凡そ10箇所ある。」とし、「条里制度に則って地割をしている墾田遺跡」としている点が注目される。小県

郡内にある10箇所の一つとして染屋台にある遺跡についてはつぎのように述べている。

「神科村にありては、南は神川村に境する一辺、東南は古里区本城、社宮地、掛の宮、神の嶽、竹代と、上野区舞台、柳田、塚田に至り北は上野区柳田、塚田、大夫町、沢跨と、住吉区の籠田、塚田、宮田、島田、八反に至り、西は桃の木、押出、城下、愛染、道地、宝来にて上田市に境する地に連なっている。」とその範囲を述べている。この範囲は現在上田市教育委員会が埋蔵文化財包蔵地として登録し、分布調査図に記入してある範囲とほぼ同様な状況である。また「小県郡条里制度遺跡の通性」としてつぎのような諸点を挙げている。

- イ. 一町の間隔を保っている幾条かの平行線が南北に通っていること。
- ロ. 一町の間隔を保っている幾条かの平行線が東西に通っていること。
- ハ. 南北に通ずる線と東西に通ずる線とは互に直交して方眼をなせること。
- ニ. この縦横の直交線にあたるものは道路、水路、田畠の畦畔、小字の境界、大字の境界、町村の境界であること。
- ホ. この南北線は現今の磁針をあらわす南北線とほぼ一致すること。
- ヘ. 南北線及び東西線は所により幾分明らかでない点があつても、道路線、水路線、畦畔線、大字、小字の区画線を基として連結すれば明らかに知られること。
- ト. 各条間の距離は单一に測定すれば所により、六十間のもの、六十間に稍足らぬもの、六十間よりやや過ぎるものがあるが、二条間又は三条間の距離を測って平均すれば何処も六十間となること。
- チ. 更に各条間も所により広くなり、狭くなっているものも、その全線を通じて測定すれば、正好に六十間の距離を保たれていること。
- リ. 地名の中には中条・下条、西条、東条の如く条里制より導かれる条の遺構を存すること。
- ヌ. 里の遺構は五里というもののほか類例を見出さぬこと。
- ル. 金坪、黒坪、石坪、坪の内の如く条里制より導かれた坪の遺構の存すること。
- ヲ. 境、大境、境畑、坂井田、黒郷地、黒坪の如く田区の境界線を表示するものの存すること。
- ワ. 隅田、角田、三角、大角の如く田区の一隅を表示するものの存すること。
- カ. 大兼田、金坪、繩手、割余の如く田区測量を表するものの存すること。
- ヨ. 古仁反田、三反田、四反田、五反田、六反田、七反田、八反田、一丁田、越丁田、五丁田の如く田積を表示するものの存すること。
- タ. 上満田、中満田、下満田の如く六町割の半を表し返田、返田二丁目、山道、山道二丁目、市ノ町の如く六町割を示しているものの存すること。
- レ. 条・里・坪・境・黒・隅・角・兼（金）繩手、割など田区施設に関する地名が散布していくとも、東西にても南北にても六町の間隔に存するか、六町の或倍数の地点に存し、六町平方を単位としたことが窺われること。
- ソ. 須波、福田、安宗の如く、郷の境が墾田の一辺に密接して相關的事実を表示していること。

ツ．原史時代の高塚（古墳）が此田区の方眼内に割り込められていること。

以上19項目に亘る詳細なものである。条里遺構の研究が進んだ今日、諸学者が条里遺構を考察するための視点としてあげている条項のなかに入れていることが多くあり、すぐれた考察であるということができる。小山真夫はこれらの視点で小県郡所在の条里制度遺構の特性を次のようにまとめている。

- 1．国家の大勢よりみて縦横方野の制によれるものは孝徳天皇朝、大化の革新の政後、口分田授与の必要より施設経営せるより後世のものにして、後土御門天皇朝応仁・文明（1467～1468）の頃より以前のものであるべきこと。
- 2．高塚が田区の地割中に割込められたるを以て見る時は、高塚時代即ち神代より、奈良時代に至るまでの時期より、大体においては後のものであるべきこと。
- 3．地域が狭小で条里制度を施すに足らざるまでも六町平方を基準としているのは条里制度を施すに足らざるまでも、六町平方を基準としているのは条里制の普及せし時代、もしくは条里制の思想に強く左右せられし時代、即ち奈良時代以後平安時代中期以前にその施設を行なったものなるべきこと。
- 4．何条何里の条里制の遺構なきは、平野が極めて狭小で条里を布くの広域を有せざりしによること。
- 5．和名抄所載の郷名遺称地に接しているのは、その当時の墾田にして、その当時の公民に耕耘せられた遺田なるべきこと、随って和名抄所載の郷の考定には従来行なわれた考拠の外に更に墾田の遺跡を顧慮せねばならぬこと。
- 6．大体においてこの墾田の遺跡より、往古の聚落所在を確かめうこと、地積により田積を知りうこと、田積より収穫高及び主耕者の人口を推算しうること、収穫高により、聚落地の人口及び一戸の平均人口を推算しうること、灌漑状況により、池、溝、堰の築造年代を推測しうること。

以上六項目であるが、小県郡の条里遺構は地域が狭小にもかかわらず六町平方を基準としているのは、奈良時代以後平安時代中期以前に実施したものであるといい、また縦横方野の制を取っているのは、大化の革新当時より後世のもので室町時代の中ごろのものであるといい、つくられた時代の新しいことを示唆している。

6．染屋台条里遺構について

上田市染屋台条里水田跡遺跡については、白井恒文の論考がある。白井は「信濃」第20巻第8号（昭43.8）、「長野県地理」1号（昭46）「上小考古」第3号（昭48）に発表している。

氏は染屋台に条里遺構があつてよいと考えるが「上田市史」をはじめ「小県郡史」や「小県郡年表」に記載がないし、染屋台の地割は「非条里的地割らしい」という学者の説から、条里制施行当時としては、地形的にみて、人工灌漑は無理だったろうとする地理学者の否定説などを、(1)

計測法による実証 (2) 条里地名による裏付け (3) 人工灌漑の可能性と古墳の分布 (4) 新屋等の新田地名について (5) 染屋台の地域性と条里施行地としての必然性、の五項に亘って現地調査と、1/600 地籍図等を検討し、歴史的、地理的条件を加えて、「染屋台に典型的な半折型遺構が残されている」それは「条里水田の開発が困難な用水路の開発を媒として、非常に広い地域を必要とした経済的必要性と地理的必然性、しかもそれが大きな権力を背景とした人為的条件によっての結果、現出したものであることが考えられるというのである」と結論している。

7. 条里遺構から条里的遺構へ

条里制関係の文献をみると、条里遺構、条里式遺構、条里制遺構、条里的遺構等の用語が区別なく不統一のまま使われている傾向がある。大化の改新からはじまり大宝律令で定められた制度によってつくられた遺構は「条里制遺構」と呼ぶのが理想であろうが、略して「条里遺構」と呼んでいると考える。ところがさきに述べた更埴市条里遺構の調査の結果では地表面に見られる遺構と発掘調査でその下層に異なる遺構のあることがわかり、それが原初の条里地割であるという。地表面に認め得る地割には「条里型地割」とし、少なくとも中世以降に構築された事実が確かめられたという。このようなことから現在地表でみられる地割がはたして原初のものといえるかという疑問がもたれる場合が多くなった。染屋台にある地割をはじめ上小地方にあるものなど発掘調査によって確認されない地割については「条里的地割」といい、また「条里的遺構」と呼称するようになった。したがって染屋台に残されている遺構については「条里的遺構」としたのである。

(五十嵐幹雄)

註1. 長野県教委「地下に発見された更埴市条里遺構の研究」(昭43)

註2. 黒坂周平 信毎紙「信州～大陸 文化的軌跡」(昭47.5)

註3. 吉川国男 「古代探叢」(昭55)

8. 上田市条里的遺構の調査

(1) 委員会の発足

昭和46年6月、条里遺構の学術的調査を目的として、「上田市条里遺構研究会」が誕生した。その理由は、最近の開発ブームは容赦なく波及して、私たち祖先の生活の貴重な遺産であり、歴史的にも価値ある条里遺構が、放置しておけば永久に陽の目を見ることなく破壊される危険が目前にせまっている。

このような折り、住民の埋蔵文化財に対する関心は高まり、条里遺構を究明しようとする要望は次第に高まってきたこと。

委員会の仕事

- ① 上田市に散在する条理遺構の時代的復元と、其の他、国府・国分二寺・総社・住居跡等の関連遺跡との関係

(2) 各種の関係する古文書・図面の作成・保存

昭和47年度「研究委員会」が発展して、上田市教育委員会の「上田市条里遺構調査委員会」となる。

調査委員の担当分野を次のようにきめる。

顧問 一志茂樹

委員長 高野豊文…………微地形の変遷と用水路の歴史的究明

委員 小穴喜一…………各用水堰につき沿革・伝承及び慣習

委員 白井恒文…………条・里・坪区画の調査及び実測

委員 滝沢泰男 | 小字地名、伝承地名の調査

委員 清水利雄 | 各種文献の発掘・調査

調査方法は一般に行なわれている発掘調査方法では、20kmに亘る調査は到底不可能なのでこれをやめ、地質・土壤等の調査は専門家に依頼することにした。

調査期間は全市を3年間（後に1年延長）とし、第一年目は比較的調査研究の進んでいる染屋台地条里遺構7.484km²を対象とした。

(2) 染屋台地の調査

第一年目の各委員による調査報告書の大要を示すと、

I 染屋台地の自然環境…………高野委員長

II 染屋台地の用水堰…………小穴委員

III 条里的地割……………白井委員

IV 条里遺構地の地名…………滝沢・清水委員

※詳細は、昭和48年3月（1973）上田市教育委員会発行の報告書を参照されたい。

（滝沢泰男）

第5章 条里的遺構調査小結

条里的地割を残す今回の調査対象地域内に設定したAトレンチからGトレンチまでを合計すると、長さ 810m に及んだわけである。これ等のトレンチによって、現在地表面に拡がる畦畔・水路等とは別に、地下に埋没した条里設定当初の旧畦畔や旧水路の断面及び、そこに含まれる遺物等の発掘を試みたわけである。

発掘の結果は、Aトレンチ6区の東西両側の壁面に、旧水路と思われる断面を1か所、さらにBトレンチ6区東側の壁面にも旧水路と思われる断面を2か所確認したのみであった。しかしこれ等の旧水路も前述しているように包含された遺物類が、年代的に異なるものであるため、条里的遺構の水路と直接的に結びつくものとは考えられない。したがって、更埴市条里遺構（長野県教育委員会 昭和43年）や長野市石川条里的遺構（長野市教育委員会 昭和58年）で確認された地下に埋没の旧畦畔と推定されるような隆起や、旧水路と同様のものを、今回の発掘調査ではいずれのトレンチの断面からも確認することができなかった。

このことは、現畦畔や水路は、染屋台上に条里的地割を設定した当初からのものではなかろうかとも考えられるわけである。しかしこの条里的地割の成立した年代を直接的に証明する遺構・遺物を今回の調査で確認できなかったため、今後まだ残されている条里的地割の箇所をさらに調査することにより、染屋台上の条里的遺構の特色や成立年代の推定に迫りたいものである。

（小池雅夫）

創置の信濃国府跡推定地
確 認 調 査 概 報 Ⅲ

目 次

第1章 調査の経過	27
第1節 発掘調査の経過	27
第2節 調査会・調査団の構成	27
第3節 調査日誌	27
第2章 遺跡の環境	29
第1節 北部樋之沢の狭隘	29
第2節 国府推定地付近の用水堰	29
第3節 国府推定地付近の地名	32
第3章 遺跡の調査	36
第1節 発掘地点の選定	36
第2節 A 地点の調査	36
第3節 B 地点の調査	38
第4章 出土遺物	42
第1節 A 地点出土の遺物	42
第2節 B 地点出土の遺物	44
第5章 国府跡推定地調査小結	47

第1章 調査の経過

第1節 発掘調査の経過

染屋台条里水田跡遺跡調査の経過に同じ。

第2節 調査会・調査団の構成

染屋台条里水田跡遺跡調査の経過に同じ。

第3節 調査日誌

10月24日（水）曇

本日より条里遺構調査に引き続いて、第3次信濃国府跡確認調査に着手する。土器片が出土したAトレンチ第7区を中心にして表土除去作業。この地点をA地点とし平面発掘を行うことになり、3m×3mのグリッド設定作業を行う。また官地と図面に記された石が並んで露出している地点をB地点とし、平板測量を実施。Aトレンチ10区、13区、14区の掘り下げ作業。

10月25日（木）曇後晴

A地点グリッド掘り下げ作業。土師器片、須恵器片出土。B地点の表土除去作業とグリッド設定作業。Aトレンチ各区のセクション実測作業。

10月26日（金）晴

A地区グリッド掘り下げ作業。土師器片出土。B地点グリッド（3m×3m）設定作業及び掘り下げ作業。径25cmほどの柱穴状ピットが3個出土。Aトレンチ13区、14区の東側セクションとFトレンチ各区の北側セクション実測作業。

10月27日（土）晴

A地点、B地点のグリッド掘り下げ作業。更にDトレンチ、Gトレンチを設定し、国府跡推定地の範囲確認を行なうことになり、トレンチ設定作業を実施。Eトレンチ2区、3区、Aトレンチ1区の平板測量を行う。

10月29日（月）曇後晴

Gトレンチを重機で掘り下げる。Aトレンチ2区、Eトレンチ4区の平板測量。午後、遠藤調査会長を中心にして今後の調査について検討し、ひき続いでA地点とB地点を中心にして調査を進めることが確認された。

10月30日（火）晴後曇

A地点、B地点の各グリッド掘り下げ作業。A地点より土器片出土。Gトレーニングを重機で掘り下げる。Aトレーニング、Fトレーニングの各区の平板測量を実施。

10月31日（水）晴

A地点、B地点グリッド掘り下げ作業。A地点より高杯の脚部の破片出土。重機でDトレーニングを掘り下げる。また大きく土手になっている箇所を2地点選んで、それと直交するトレーニングを設定し、重機で掘削する。Dトレーニング、Gトレーニング、Eトレーニング、Fトレーニングに実測用の水糸を張る。

11月1日（木）晴

A地点、B地点のグリッド掘り下げ作業。A地点南側部分のグリッドより土師器片、須恵器片出土。B地点では大石が並んで露出していた地点より寛永通宝1点出土。Dトレーニング、Gトレーニングの各セクション実測作業。

11月2日（金）雨後曇

A地点グリッド掘り下げ作業。土師器片出土。B地点グリッド掘り下げ作業。金銅製とみられる小金具出土。また陶器片出土。B地点では北東隅から南西方向にかけて黒色に変色している部分を中心に調査を行う。周辺からは小礫が多数出土。Dトレーニング各セクション実測。写真撮影。

11月4日（日）晴

A地点グリッド掘り下げ、遺構検出作業。B34-88、B34-89、B34-99、B35-9、B35-10の各グリッドを中心に調査、箱清水式土器片出土。Dトレーニング、Gトレーニング、Eトレーニングのレベル測定作業。Aトレーニング、Bトレーニングの土層の分層作業を実施。

11月5日（月）晴

A地点のグリッド掘り下げ作業。櫛描き波状文が施された箱清水式土器片出土。B地点の平板測量及びレベル測定作業。Bトレーニングの各区のセクション実測作業。A地点、B地点、各トレーニングの写真撮影。

11月6日（火）晴

A地点のレベル測定、遺物の取り上げ作業。A地点、B地点の写真撮影。Aトレーニング、Bトレーニングの各セクション実測作業。大きい土手を切った2箇所のトレーニングに実測用の水糸を張る。午後、調査諸道具、テントの撤収作業を行う。

11月7日（水）晴

大土手の2箇所のトレーニングのセクション実測作業。Aトレーニングの5区、6区のセクション実測作業。本日で現場調査をすべて終了する。

昭和59年11月から60年2月迄上田市立博物館に於て、遺物整理及び発掘調査報告書の作成を行う。

第2章 遺跡の環境

第1節 北部樋之沢の狭隘

染屋台地の東北部に当り、虚空蔵山と横山丘陵との間に幅約100m、長さ1kmに及ぶ一大狭隘部がある。名づけて樋之沢狭隘という。

実にこの狭隘は染屋台地の扇状地生成以前、神川により浸食切断された所である。両側の山地はもと鳥帽子火山から流下した、角礫凝灰岩や安山岩の熔岩からなっており、それを最初に切って上田盆地に流下した所がここであった。やがて矢沢山地と虚空蔵山との間が地変によって切れこれに神川が移動南下するようになって、ここに風隙（風穴）と化したのである。この狭隘谷は両側の山地の崖錐や伊勢山谷からの土砂が堆積され、頗る老年期相を呈しているのは、下方の扇状地形成より古い存在であることを示す。

この狭隘部の堀越堰切割の地点の標高は605m、その下を流れる神川河床はこれより25m低い（新屋堰の矢花地点では30mの差）染屋台地上への堰導人に最良地点であり、古人もこれを見逃す筈はなく、堀越堰は風隙の利用であった。

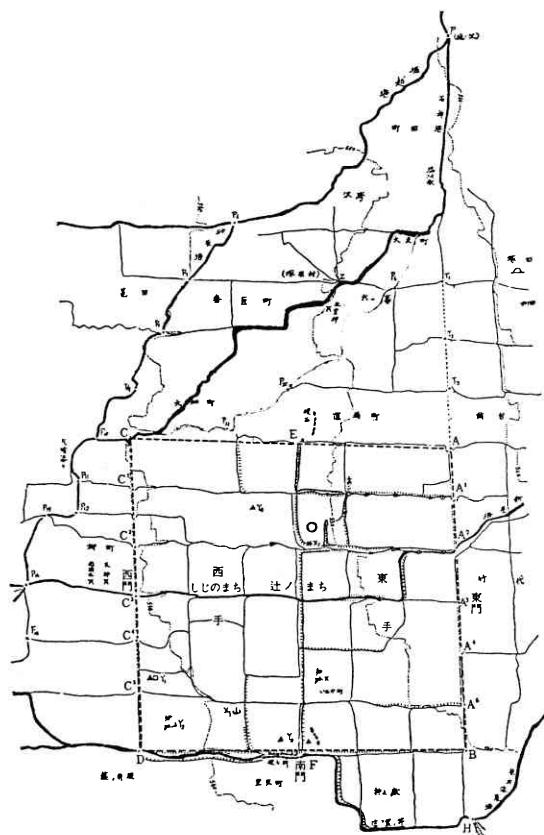
日頃水なき伊勢山谷や樋ノ沢谷も豪雨ともなれば、一時に出水し神科小学校辺が泥海と化し、これから染屋集落にかけて大河が出現することは、現在においても往々見られる現象である。この豪雨による自然的流水こそ、砂原・住吉の崖地形成生の原因であり、砂原堰・住吉堰も小流ながら自然流として、その旧河床を堰化したものである。

今日堀越本流が小学校辺から西流して矢出沢川へと掘さくされたことも、横山丘陵と扇状地堆積面との間の低地を利用したもので、これの浸食が大いに進んだので、この狭隘部の低湿地は乾枯して浸食地形に移行しつつある。

第2節 国府推定地付近の用水堰

1. 国府推定地と堀越堰（石神堰）

堀越堰は神川より取水するが、最上流に位置し、取水後約800m下流にて字堀越の鞍部に至り旧神川の流路を流下し、虚空蔵山塊と横山丘陵の狭隘部を南西に流下して樋ノ沢集落にて石神堰を分流する。更に神科小学校付近にて砂原堰を、やや下流の籠田地籍にて住吉堰を南西に分派している。この三枝堰は条里的開田による新屋堰、笹井染屋堰、岩門堰の各枝堰を斜めに横断して



第6図 国府推定地と石神堰・砂原堰・新屋堰

流末は染屋の段丘崖に、北ノ沢、不動沢、堂ノ沢、油沢の浸食谷を形成し、上田面（第二段丘面）に夫々大小の扇状地をつくって流下している。

次に堀越堰の枝堰が条里的開田による新屋堰、笹井染屋堰、岩門堰との交叉形態を見ると、石神堰と新屋堰の枝堰の塚田堰とは5ヶ所、砂原堰と新屋堰とは9ヶ所で、砂原堰と笹井染屋堰とは4ヶ所で交叉し、その交叉形態から堀越堰が1歩先に開さくされたことを実証している。

また砂原堰が形成する北ノ沢、不沢、堂沢の向は北東方向を示し、新屋堰による押出川、笹井染屋堰による長福寺沢、岩門堰による旱まち沢、大沢、小沢は東西方向を示しており、前者は条里的開田以前、後者は新屋堰・笹井染屋堰・岩門堰による、明らかに条里的開田による水路の浸食谷である。しかも堂沢の扇状地からは8～9世紀の土師器、須恵器が出土し、北ノ沢の扇状地末端には染屋集落の故地と言われる古代からの湧水「愛染池」があり、付近からは弥生後期、8～9世紀の土師器、須恵器の出土がある。このことから堂沢、北ノ沢を形成した砂原堰が古代からの自然流であることを物語っている。またこの自然流に沿って古代に於て原始開田が行われたであろうことも推測出来る。このような原始開田が既に存在した地域の近くに信濃國府が設定されたこと、即ち当時の信濃国として最も開発が進展し、豊かな生産力を持つ地域として着目され

その中心的位置に国府が決定され、大和朝廷による信濃國統治の拠点となったものと考えられる。

国府内の必要とする清浄な生活用水や周濠を満たす水は何処から得たであろうか。現在国府跡推定地には新屋堰及びその枝堰が東から西へまた北から南へと方格割の地割線上に開さくされているが、この新屋堰は条里開田のために開さくされた用水堰で、それ以前に設立された国府の水源にはなり得ない。国府跡推定地には現在も二、三の井戸跡や湧水が残っているが、この僅かな水量では到底国府で使用する水の必要量を賄うことは出来ない。条里以前の用水堰とすれば、前述のように堀越堰の支流の石神堰より外にない。

この石神堰は樋ノ沢集落の標高 560.3m の P 地点で堀越堰より取水し、そのまま南下し小字塩川原地籍で二分し、西南方に流下する枝堰と、T₁地籍まで南下する枝堰とがある。この T₁ 地点から A 地点間の水路は消滅している。注目すべき点は、T₁・T₂・T₃・A・A₁ 地点における東西方向の新屋堰の分派水路（塚田塚）と国府推定地へ導水したと推定される南北方向の P-A₁ 間の水路との交叉形態である。新屋堰の分派水路がこの 5ヶ所の交叉地点で、何れも急に小屈曲していることは国府への導水路がかつて存在し、其の後開さくされた新屋堰の分派水路が、これを横断したことを実証する水路の屈曲であることを物語るものである。つまり P 地点の堀越堰から取水し、P・T₁・T₂・T₃・A 地点を経て B 地点に達する直線水路を開さくして、国府区画内へ導水したことはほぼ間違いない。然も国府区画の東限をなす南北の直線道路が石神堰の取入口 P 地点を北端の基点として、直線道路に沿って水路が存在することは、国府区画の東限の決定は、P 地点を取水口を持つ石神堰であったと思われる。

更に石神堰は堀越堰の最上流の枝堰であることは、神川の清浄水を取り入れる好位置であり、且つ国府にて使用する生活用水や周濠の多量の水量を充分賄える条件を具えていた事も考えられる。

石神堰が塩川原地籍にて西南方向に分派した堰は、途中旧塚原村と伝承のある石神（社宮司）地域を経て、屈曲蛇行して国府区画の北西隅の C 点に達する。この C 地点は南北道路の分水嶺的最高地点であり、C₁・C₂・C₄・C₅ 地点に於ける新屋堰よりの分派水路が小屈曲して西流している事実は、この交叉地点に濠が存在したことを物語っている。

一般に古社寺・居館跡には専用の水路を保有しているのが通例である。年中、中絶しない沢水や湧水を水源にもち、しかも清浄水であることが特色である。この例に洩れず、石神堰によって国府区画の東限と西隅が決定され、そのねらいは国府内の飲料水や濠水を意図した開さくであったと推定される。

2. 新屋堰の開発

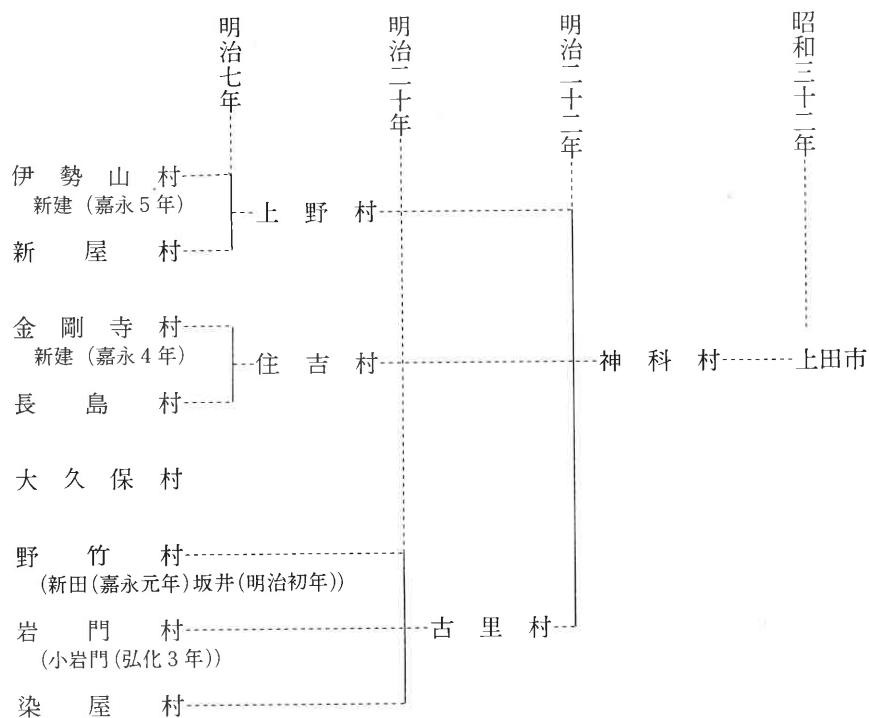
この堰の神川よりの取入口は前述の笹井染屋堰の旧取入口高度 570m より 20m 上流の高度 590m の堀越地籍にて揚水し、虚空藏山の東斜面の崩壊地点を迂回して矢花地籍の古墳群の間を縫つて新屋集落に達する。新屋集落を基点として枝堰を鳥趾状に分派する。この各分派堰は条里の地

割線上に一町間隔幅で順傾斜に沿って西流する。最も北の枝堰と第五中学校敷地を貫流する枝堰及び塚田堰の本流は国府推定地の北限とその延長線より北の地域、塚田・柳田・舞台・六ツ暮・道場町を灌がいし、番匠町・大和町を経て石神堰に合流し、更に砂原堰・住吉堰に合流し流末は北に方向を変えて、もとの越越堰の合流した矢出沢川の段丘崖に浸食谷を形成して流入する。この北の枝堰が国府推定地の東限を指向したと推定される国府堰（石神堰の枝堰）と交叉したことは前述した。

南の幹線水路は二派に分れて斜走し、条里区画内に入つて東の手・西の手の国府推定地を灌がいする。尚西流し流末は押出沢に達する。砂原堰・住吉堰は新屋堰による条里施行前すでに原始的用水路として存在していたため、条里の地割線は新屋を頂点とし、末端は台地上の西端地域まで及んでいるが、新屋堰による灌がい系統は新屋集落より砂原堰の間であり、砂原堰と住吉堰の区間は砂原堰により、住吉堰より西方の地域は住吉堰により灌がいされている。共に原始開発の地域である。然し水量不足のため堀越堰がこの不足を補充したので、その流末は北方に急転回して矢出沢川に深い浸食崖を形成して流下している。

第3節 国府推定地付近の地名

1. 関係村々のうつり変わり



2. 地名

(1) 伊勢山（大字上野）（明治10年の「上野村村誌取調簿」による）

註 □ 内新字に含まれる () 内旧字)

大和町 —— (直路・段所・シジノ町・郷土田・鳴子町・堺田・大和町)

道場町 —— (台所・安五郎田・南横割・三郎田・助町・権堂町・道場町・瘤田町)

六ツ暮 —— (孫三郎田・九反町・六反町・麦内・六ツ暮)

番匠町 —— (宗善寺町・石神・篠田・郷土町・笠縫町・番匠町)

沢跨 —— (北六反田・横山・寺田・横割・沢跨)

大夫町 —— (新平田・松ノ木町・大夫町・塩川原)

以上6字は明治十年に「新字」になった時に新字の中に含まれる「旧字」又は「小名」を記入したものである。何れも条里区画に含まれ、大和町・道場町の南半は国府趾と推定される地域で地名も亦それに関するものが多い。

(2) 新屋村（大字上野）（巨細御検見歩附帳（天保7年）より）（検見役人が歩いた道順）

西御手 一 道城町一大所町一坪之口一かも屋敷 一 よぢ町一寺田一こし反田一塚田一こし田一向こし
(かもや屋敷)

東御手 一 六反田一前田一柳田一西前田一ぶっこ田一きのき田一水かい一築地一ほまち一前こし一上
水かい一西大門一荒神田一そり田一そり町一道六神一立石一うとう坂一すみ田一たいら田一
横田一ふり田一から田一矢花前田一かこ田一こもしき免一ふか田一大石田一はば下一砂田
川原 以上

伊勢山村（新屋村を含めて）には承応四年の土地台帳がある。それらも含めて、特に問題になる地名をあげると、

『坪の口』 条里区画の入口を示す地名であるが天保七年に初めて現われる地名で、台地上の条里区画内には他に見当らない「坪」地名である。

『石神』 は社宮司とも言われ、古い原始宗教に関する地名で、各地に現存し、古い集落の付近に多い。樋之沢の人達は八十八夜の晩に提灯をつけてこの石神に参拝に行ったという。

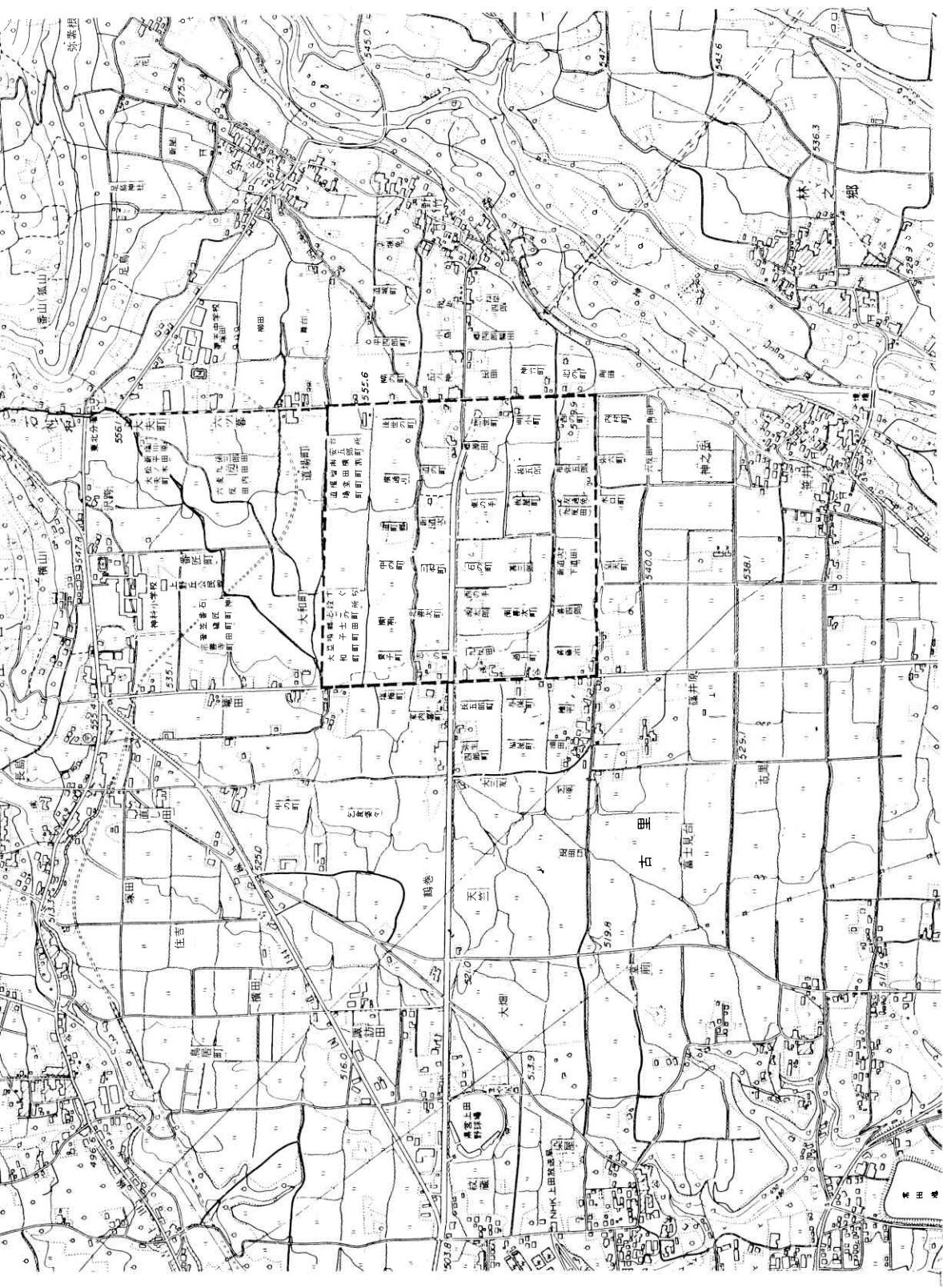
『弥素観・鴻呂館・神出口』 は明治十年の資料に初出現する地名で、竹花（前田）には古墳群として「七ツ塚」があり、又中世と思われる居館趾もある古い集落である。

『西大門』 は荒神田の隣にあり、「うとう坂」は女乙坂とも呼び、大遠目（おおとうめ）のなまりで遠方がよく見渡すことが出来る軍事上の要地に残る地名である。

(3) 金剛寺村、耕地図（明治初年頃か）

嘉歎四年の諏訪上社の記録による「東条村」は現在の金剛寺・長島の両村のことと、染屋台地では樋之沢・岩門と共に古い独立した村であった。染屋台上の耕地の内、大字住吉に属する耕地は両村の混交地で、この地図には金剛寺の村人が耕作しているもののみで、長島村の分は記入されていない。

第7図 国府推定地付近の地名



- 籠田** —— (前久保沢・上籠田・中籠田・下籠田・新藏坊・松ノ木沢・海野海道・沢またぎ・甲之町
・番匠町・からし田)
- 乞食婆々** —— (乞食婆々・批葉田・糠町・そり町)
- 塚田** —— (直じ田・柳町・塚田・町田・柳の町・洗町・こり町・八郎町)
- 横田** —— (辻・横田)
- 道前** —— (辻・横田・窪田・おかげ・糠町・大三反・久保田・道前・袖之町)
- 鶴巻** —— (糠町・そり町・鶴巻・穴田・梨之木・中辻・ねば田)
- 諏訪田** —— (諏訪田・石神・樋掛・土倉・夏女田・峯ばり)
- 鳥居田** —— (鳥居町・水口町・押金・川田町)
- 宮田** —— (まど田・洗町・郷太良・宮田・腰巻・こり田・押金)
- 島田** —— (腰巻・島田・半保町・川田町・屋敷田)
- 幅田** —— (袖之町・関またぎ・はば田・めくら橋はば)
- 八反** —— (はば田)

堀越堰が神科小学校地籍から約 500m の間、直線に西流するが、その上流と下流は自然流で屈曲蛇行しているところを見ると条里区画に組み込まれた直線であると推定される。「籠田」の中に前久保沢・松ノ木沢は「堀越堰」と名づけられる以前の沢名であろう。「甲之町」は「国府の町」であり、「番匠町」など国府に関係深い地名であり、「籠田」以西には国府に関係した地名が全く見られないのは注意すべきことである。

また承応四年の貴高帳からは「堀の内・大くね・小屋の入」等、城館に関係した地名や「国分町」等が見える。

(滝沢泰男)

第3章 遺跡の調査

第1節 発掘地点の選定

1. A 地点について

条里的遺構の発掘調査の途上、推定国府域の北辺から北方へ約一町寄ったA トレンチ第7区に於て、土器類の出土の多いことを認めた。このことに注目し国府跡調査に於てその対象の一地点とした。これをA 地点と呼ぶことにした。

2. B 地点について

過去2回の調査対象地の選定に当っては土地所有者の意向や、発掘終了後の埋立方法、さらに道路、河川、畦畔等種々の制限があったが、59年は前記の如き圃場整備工事予定地内に発掘調査を求めてつぎの地点を調査会、調査団合議の結果決定をした。

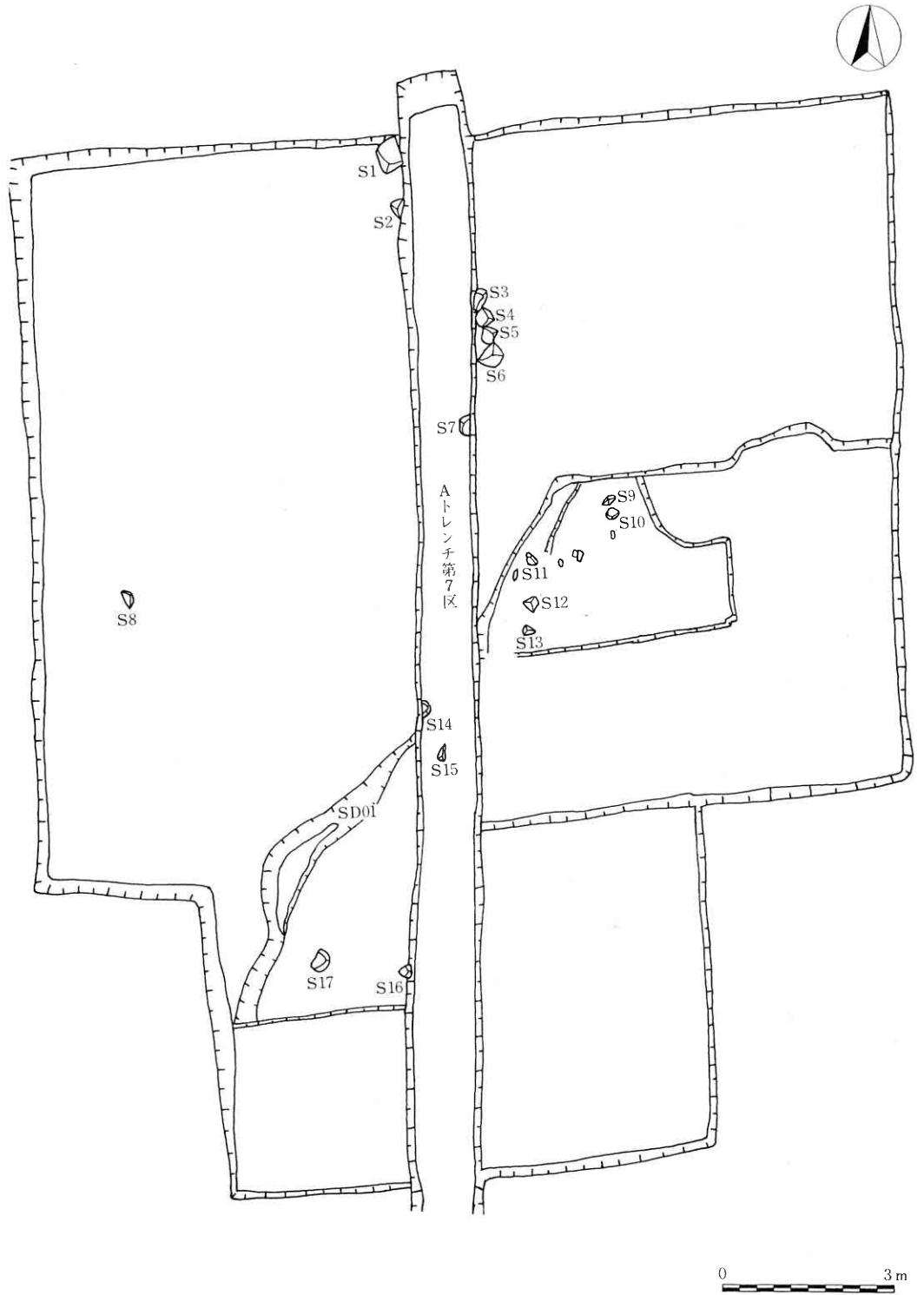
染屋台にある広範囲に亘る水田の耕作者は地元の人々でなく3～4km以上の距離からの来耕者が多い。自動車の利用できる以前には、これら耕作者は水田の畦畔に小屋を建て、昼食や急な降雨の際の休・避難所とした。盛時には小屋の数300以上にもなったという。近時は自動車による往復のため、小屋が不要となった。そして建設用地が掘り崩され周囲の水田に入れられてしまった。ところが現地調査したところ、未墾のまま残っている空閑地が三ヶ所にあることができ、ここが国有の官地のため残存しているのであった。三ヶ所のうち礎石大の石が円形状に並び中央部がやや高く円丘状になっていること。国府域の北辺で、東西のほぼ中央部に位置していることなどから対象地と決定し「B 地点」と呼ぶことにした。

(五十嵐幹雄)

第2節 A 地点の調査

A 地点はA トレンチ第7区の調査の際、土層断面に土器片の確認と層位の変化があったため、トレンチの両サイドにグリットを設定して、平面調査を実施した場所である。最初、東西15m、南北12mの範囲を設定したが、調査の進展に伴って南側へさらに約5mほど調査区を広げた。したがって、約220m²の面積を確認調査したことになる。

本地点の土層層序は、Ⅰ層(灰褐色をした耕作土)、Ⅱ層(やや粘質の茶褐色土層)、Ⅲ層(黒褐



第8図 A地点SD01遺構実測図

色粘質土層)、Ⅳ層(黄茶褐色砂質土層)で、さらにⅦ層ぐらいまで確認される。このうち、遺物の包含する層位はⅡ層からⅣ層までの範囲であった。また、検出された遺物は水田下に沈殿した鉄分が付着して、やや変色したもの、器面がかなり磨滅した状態の土器も多かったといえる。

土器は調査区全域で確認されたが、とくに調査区の中央部から南西に延びる土層の変り目部分(粘質土と砂質土のちがい)に集中していることが確認された。調査を開始した時点では、この土層の変り目を住居跡の壁と推定した。しかし、調査が進むにつれて、この変化はさらに延長することがわかった。とすればこの遺構を何と理解したらよいのだろうか。今回の調査ではその性格を明確にすることはできなかったが、土層断面や砂質土層などの所見から、ここではとりあえず溝状遺構(SD01)と理解しておきたい。

溝状遺構は前述した土層の変化によって、東北から南西方向に延びたものと思われ、この延長がBトレンチ第6区の土層断面に確認された溝状遺構に接続するものと推定したのである。しかし、A地点の調査では溝の幅などについても確認できなかつたし、Aトレンチ土層断面からもそれが明確にできなかつた。

検出された遺物はこの溝状遺構の北側縁にへばりついた状態で、砂質土層中から出土したものが多い。遺物の種類としては、弥生式土器、土師器、須恵器などがあり、時代的には平安期にかかる資料まである。しかし、検出遺物の大半は古墳時代に属すものが多いといえる。とすれば本溝状遺構SD01は少なくとも、国府跡や条里水田以前に構築された水路とみることができよう。今後の調査によって、その性格をさらに明らかにしたいものである。

(川上 元)

第3節 B 地点の調査

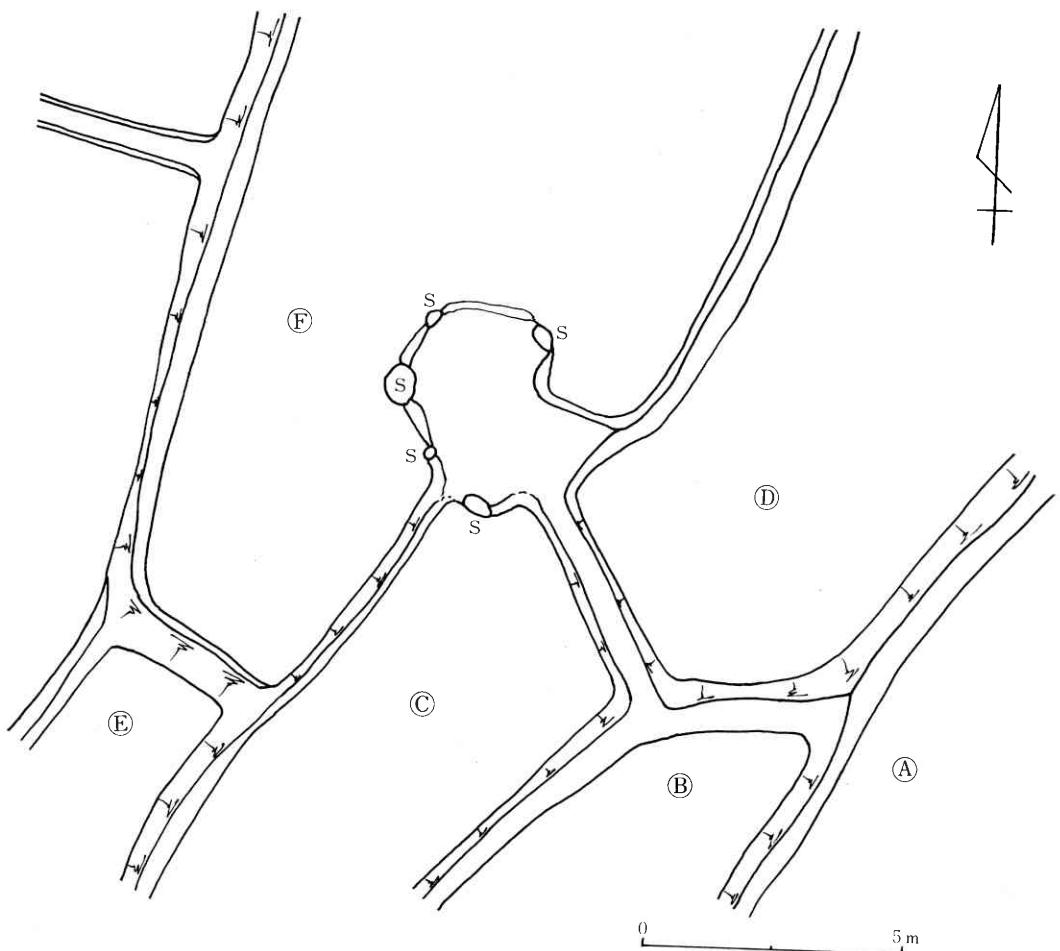
B地点の調査は国有地の円丘状未墾地を中心に、東西18m、南北15mで面積270m²の範囲で実施した。国府跡推定地調査の設計グリット、Z32のうち2~7、12~17、22~27、32~37、42~47グリットで計30グリットにあたり、8枚の水田に亘っている。(記述の便宜上、各水田を東南方からA~H水田と呼ぶ。)東南隅のA水田と西北隅にあるH水田は約70cmの比高差があり、東南方から西北方へゆるく傾斜している。

1. 国有未墾円丘について

平面形は南方からみると西を向いた人の首から上部の如くであり、東西の最長巾4.2m、南北巾4mの規模の円形から東北半部の一部を欠失した不整形でC・D・F3枚の水田の畦畔の交差点に位置している。西南から北へさらに東南にかけてF水田がもっとも広く巡り、南側はC水田、東南部はD水田が囲繞している。円丘頂部とC・D水田面との差は24cmであり、F水田面とは約

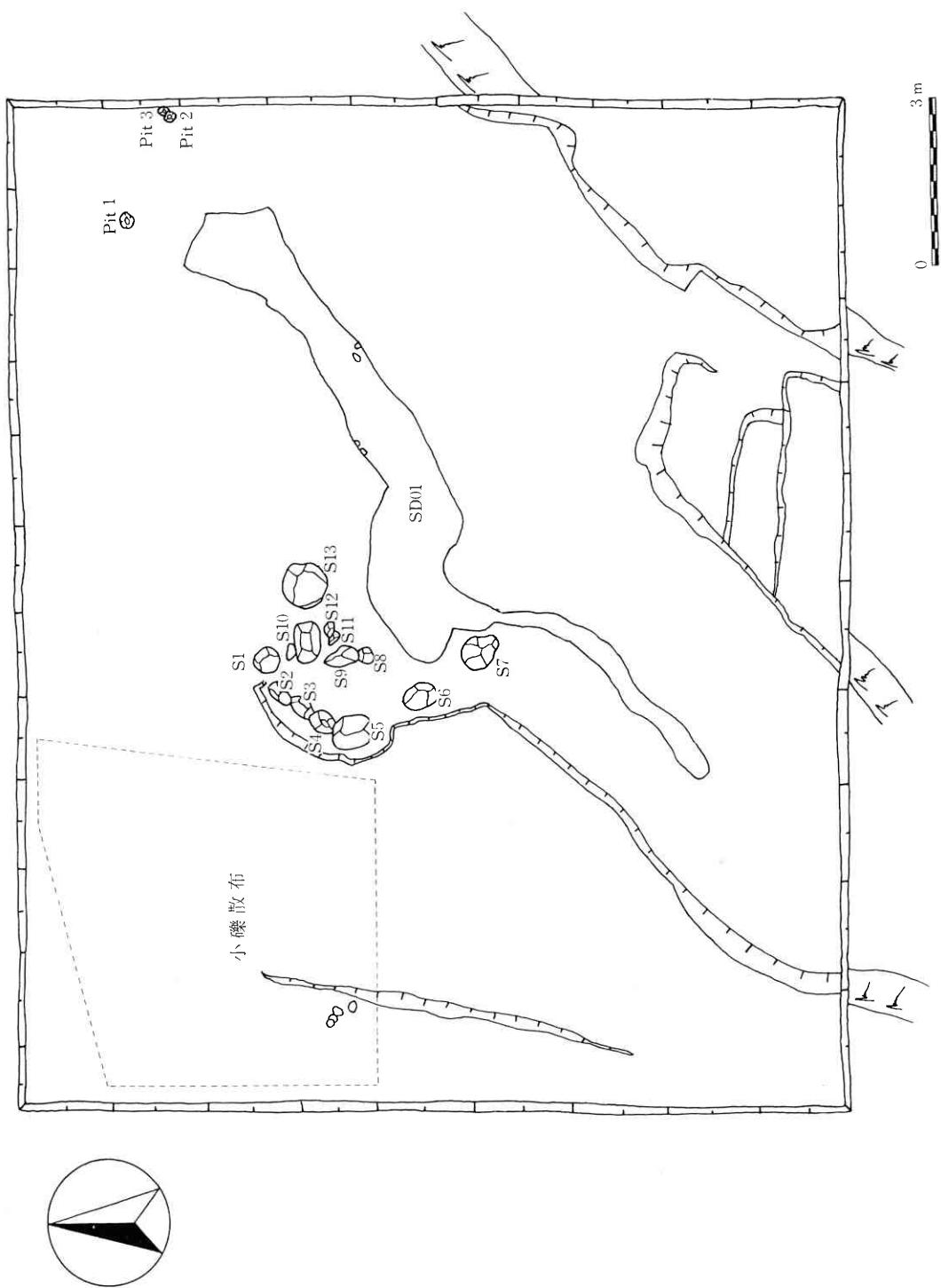
50cmの高低差がある。

円丘の周縁の東南位置に径約50cm×30cm高さ約20cmのNo.1石（石の呼称以下これに従う）が、ここより西方約50cmの位置に径約20cm×15cm、高さ20cmのNo.2石、さらに50cm西北方に径60cm×65cm高さ30cm大のNo.3石があり、ここより北方へ50cmの距離をおいて径約20cm×20cm高さ10cmのNo.4石が、そして東北部の角に径約30cm×30cm高さ30cmのNo.5石の5個の丸形石が周縁にならび円丘内土砂の崩落を防止する如くになっている。円丘は三層からなり、中央部での層序は第一層（表土層）は深さ約16cmで黒色を呈し、芝、雑草などの根茎の混入が多い。第二層は12cmの深さで2～3cm大の小礫を含む礫層である。これらの礫は質、形など不揃いで、一定時に堆積したものでなく、長期間周囲の農地耕作中に出土したものなどを集めたものの如くである。第三層は約25cmの深さで茶褐色の粘土層で乾燥した状態であり、以下第四層は地山層の褐色強粘土層で周囲の水田の地山と同じ様相である。



第9図 B地点調査前の状況

第10図 B地点遺構実測図



各層は中央部が厚く円丘周へ向って漸次薄くなっている。出土品は第二層中に農器具の一部と考えられる金属片や陶器類の破片などが混在していただけである。円丘状堆積土を除去した結果は第10図の如くである。5個の石は円丘を構成した根石の如くである。No.3石からNo.4石の間にはほぼ同大の石が2個連続した石列となり、堆積土の崩落を防止している。No.4石とNo.5石との間には二つの石が点在している。国有の未墾地とし残存する特色に注目した円丘であったが、調査結果から国府跡に関連づけられる遺構は知ることができなかった。

2. B 地点全域の調査

染屋台の水田は「おさぬき」が行なわれてきた。古い地割図と現状とには相違が多い特色がある。地層の様相は各水田ともほぼ同じであり、第一層（表土層）は10～15cmの黒色土層である。第二層は2cm内外で褐色の溶脱層であり、第三層は黒褐色粘土層で30～35cmの深さで、下層に進むにしたがって粘質が強くなっている。第四層は褐色強粘土質の地山層となっているのが平均的な考察である。F水田の西北部分ではほぼ4グリットに亘って礫層状態が認められ、古い河床跡かと考えたが他方向への延長は確認することができなかった。

東南部B水田地域での地山層には10～20cm差をもって三段になっている状態は古い地割跡と考えられる。C水田の西畦畔は地表と地山層とでは相違があるが、地山層のものは円丘の西縁を半円状に囲繞している。C・D・F水田下の地山層は畦畔による段差がなく広い面積となっているが、東南方から西北方にゆるい傾斜をしている。地表上での観察と同じである。ここにZ32の37グリット内からZ32の14グリットに亘って、東北方から西南方向へ黒褐色の帯状貴構がある。D水田部分では礫の混入がある。三ヶ所を切斷したが内部は第10図でみられるように拳大の石が敷きつめられていた。しかし深いものでなく一層に並べたごとくである。南西半部はその巾が15～20cmとせまく深さも5～8cmと小規模であり黒褐色土が埋没している。

以上の考察から遺構の性格を決定することができない。円丘部との関連も周縁に並んでいる石以外の関連性は不明である。今後予定される発掘調査や研究をまちたい。 (五十嵐幹雄)

第4章 出土遺物

今回の調査はトレーナによる発掘法を主体とし、広い地域における遺構の検出を主眼とした。さらに遺物の集中する箇所については、グリットによる平面調査を行った。各トレーナ内から確認された遺物はほんのわずかにすぎず、平面調査を実施したA・B両地点からの資料が多かったといえる。しかし、両地点から検出される遺物は小破片が多く器形の推定できる資料は意外に少なかった。また、遺物の遺存状態もあまりよくなく、器面の磨滅した資料もかなり多い。

以下、各地点から検出された遺物について簡単にふれておきたい。

第1節 A地点出土の遺物（第11図）

A地点ではおよそ 220m²の平面調査を実施したが、弥生式土器、土師器、須恵器、須恵質土器など約2,000点の土器片を検出した。今回の調査では遺物の一番集中した箇所であったが、このうち土師器片が量的に全体の98%を占めており、他の資料はほんのわずかであった。

弥生式土器（1・2）

弥生式土器は16片ほどが検出された。櫛描波状文を施文した甕形土器の一部と、赤色塗彩された小破片もわずかにみられる。1は推定径19.2cmをはかる甕形土器である。頸部が「く」の字状に曲り、さらに口縁部が内湾気味に立上る、いわゆる有段口縁の器形を呈す。口縁部はかなり磨滅しているものの、ここに浅い櫛描波状文が施文されていることがわかる。また頸部のくびれを櫛描平行線文で区切り、胴部上半にさらに櫛描波状文を施文している。口縁部内面をヨコナデしているほかは、その下半はヘラ状工具によるナデ整形が顕著である。2は1と同様な器形を呈すと思われる胴部片である。器面の一部がハゲたり磨滅しているが、全面に櫛描波状文を施文する。

ところで、1にみるような口縁部形態と施文方法をもつ甕器形は、今のところ類例が少ないようと思われる。今後の調査にまちたい。

土 師 器（3～21）

土師器には甕、台付甕、小形甕、壺、壇、高壺、器台、甑など各器種がある。しかし、いずれも小破片の資料が多く、その形状を明確にできないが、甕類の破片が多く、土師器片の約88%前後がこれにあたると思われる。

甕は外反する口縁をもち、器外面にハケメ整形を施したもの3・4と図示しなかったが、胴部

の張る台付甕の器形を呈すものがある。5は甕の底部で器外面にヘラケズリ整形が観察できる。また、7～11は台付甕の台部であるが、資料中に意外に多いことが注意された。形状的には直線的に開脚するタイプとやや内弯気味に開くものとがみられる。9は器面に赤色塗彩したと思われる資料である。

小形甕6は良質な胎土で、入念な仕上げがなされている。

壺および碗も土師器片のうち約10%ほどが含まれているとみられる。しかし、小破片の資料が多く図示できなかった。この中には内面黒色処理したものもわずかに含まれている。

また、高壺形土器は壺部に稜を有するもの12・13がみられたり、有孔の脚部片が多く、やや古式の様相を呈す。14～20はその高壺形土器脚部であるが、14～17はラッパ状に開き有孔のものと孔のないものに大別される。前者は古式土師器に属するものである。また、後者の19・20は壺部に内面黒色処理したもので、その形状から7世紀代に比定されるものと思われる。

器台形土器も1点検出された。21はそれであるが、脚部に3孔を有すものと思われる。この他小破片のため図示できなかったが、底部に1孔をもつ甕も1点確認された。

須 恵 器 (22～25)

A地点からは須恵器も検出されたが、土師器の量に比してほんのわずかにすぎない。甕、平瓶、高台付壺、蓋などの器種が認められる。

22・23は内外面に叩目のある甕の小片である。とくに内面に青海波文の叩目がみられる。千曲川水系では、この種の成形技法をとる須恵器は8世紀代に盛行して、9世紀前半には消滅するといわれているものである。

24は今次の調査で検出された全体の器形がわかる唯一の資料で、須恵器平瓶である。大きさに比して、器肉がやや厚手の製品であるが、焼成はよい。胴部中央のやや上位に胎土をつなぎ合せた痕跡が内面から観察できる。また、底部は荒いヘラ調整を施し、胴部中央に太目の沈線をめぐらし、口唇部に面取り成形がなされている。このような手法からみて、7世紀代に比定される資料と思われる。

25は高台付壺の高台部である。小片のためその形状を復元できないが、比較的大形の壺になるとみられる。底部ヘラキリつけ高台で、焼成良好である。

その他の土器

A地点からは、ほかに須恵質土器に属する比較的新しい資料も数点検出されたが、いずれも小破片のため、器形や時期等は不明である。

第2節 B地点出土の遺物

B地点はおよそ 270m² の平面調査を実施したが、検出された遺物は20点ほどで、A地点遺物と比して量的に少なかった。遺物はいずれも官地となった墳丘状の盛土中からの検出が多い。やっくら的な盛土で、検出された遺物は周辺の水田から採集されたものが、この部分に寄せられたものとみられる。

本地点からは時代的に新しい陶器類、磁器類、内耳土器、鉄製品類、古銭、瓦片などと若干の土師器片が検出された。いずれも小破片のために図示できなかった。

陶 器

陶器類は施釉されたものと、無釉のものとがある。いずれも近世陶器に属すもので、東海地方から搬入された資料とみられる。

磁 器

青磁および染付磁器がある。前者は1点のみでしかも小片のため形状が不明であるが、あるいは皿かとも思われる。後者は近世の国内産の製品であろうか。

内耳土器

中世の土師質土器である内耳土器片がわずかに検出される。

鉄 製 品

農業用の鍬や馬のひづめの底につける蹄鉄など比較的新しいものがある。また、明らかに金箔を施した環状の鉄製品も、盛土内から発見されとくに注目したが、古墳時代資料とは異質のもので新しい。しかし、その用途は不明である。

古 銭

盛土中から寛永通宝の古銭1点発見した。

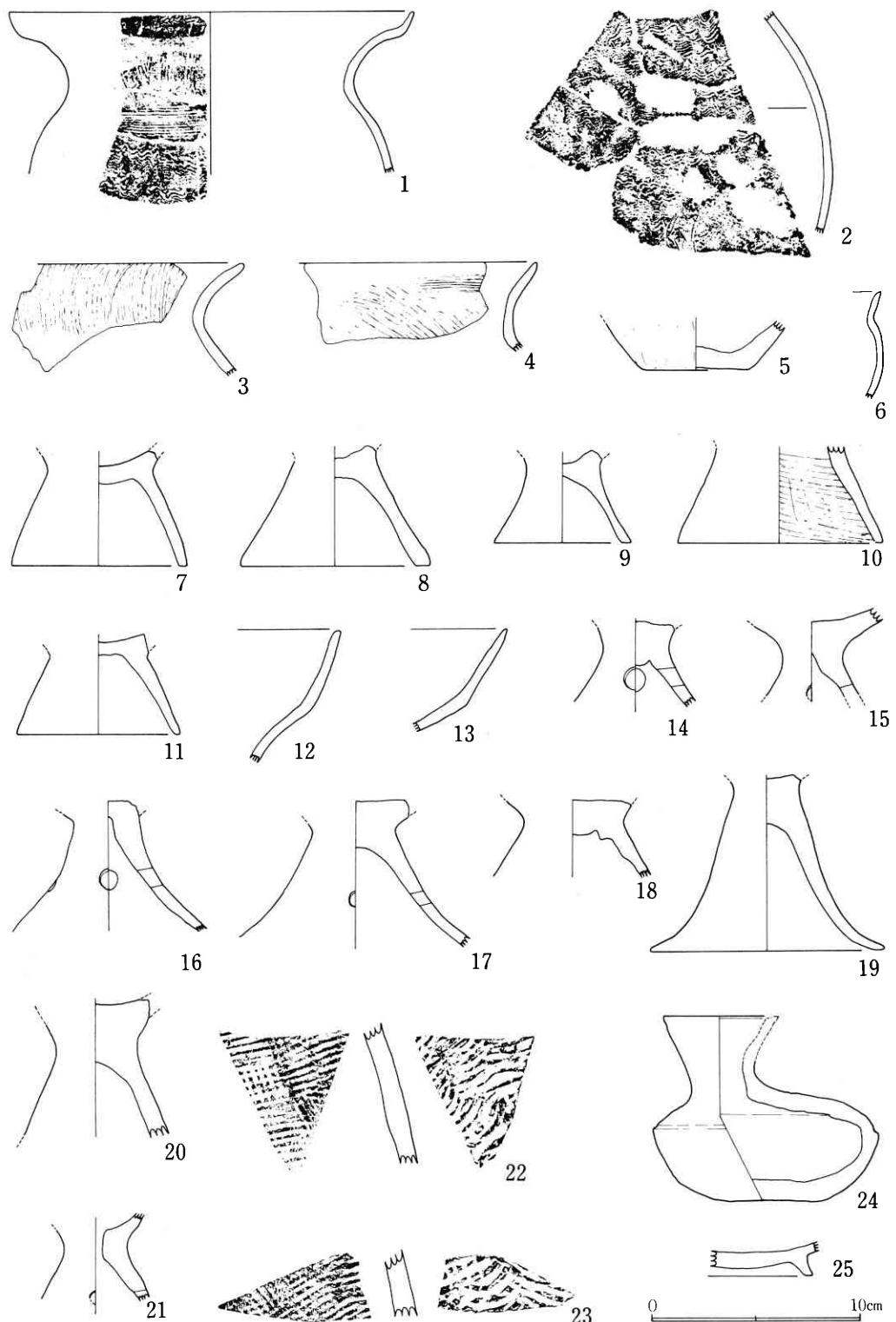
瓦 片

近世のものとみられる焼きのあまい瓦片が1点盛土中から検出された。

土 師 器

B地点からは内面黒色処理した杯片がわずかにみられる。

(川上 元)



第11図 A地点出土の土器

出土遺物一覧表

遺物番号	器種	法量(cm) 器高 口径 底径	形態上の特徴	手法上の特徴	胎土	焼成色	調色	出土地点層位
1 弥生甕	7.7	19.2	口縁部外反、有段口縁	波状文・ハケメ・平行線文、内面ナデ	石粒含む	やや軟質	茶褐色	B34-98Ⅲ
2	〃 11.0		口縁部外反度強い	外面ハケメ、内面ヘラミガキ	〃	黒褐色	〃	
3 土師器甕	5.2		口縁部外反度少ない	外面ハケメ、内面ヨコハケメ	良質	〃	〃	B34-99Ⅲ
4	〃 4.2		やや厚手の底部	外面ヘラケズリ	雲母・石粒含む	良好	〃	B34-98Ⅲ
5	〃	5.0	口縁部外反	口縁部ヨコナデ、内面ヘラミガキ	細かい胎土	やや軟質	茶褐色	B35-9Ⅲ
6 小形甕	5.0		脚部内弯氣味に開く	内外面ナデ	石粒含む	良好	〃	B35-10Ⅲ
7 台付甕		8.4	脚部八の字形に開く	外面ナデ	〃	やや軟質	赤褐色	B35-20Ⅱ
8	〃	9.0	脚部八の字形に開く	〃	良好	褐色	褐色	B34-99
9	〃	6.6	有段付部	外縁部内外面ナデ	〃	やや軟質	赤褐色	B35-9Ⅳ
10	〃	9.8	口縁部内外面ナデ	外縁部内外面ナデ	〃	良好	褐色	B35-10Ⅲ
11	〃	7.8	口縁部内外面ナデ	外縁部内外面ナデ	〃	やや軟質	褐色	B34-89
12 高坏	6.0		口縁部内外面ナデ	外縁部内外面ナデ	細かい胎土	良好	褐色	B34-99
13	〃 4.8		口縁部内外面ナデ	外縁部内外面ナデ	石粒含む	やや軟質	褐色	B34-98Ⅲ
14	〃 4.0		口縁部内外面ナデ	外縁部内外面ナデ	細かい胎土	良好	〃	B34-89
15	〃 4.1		口縁部内外面ナデ	外縁部内外面ナデ	石粒含む	やや軟質	褐色	C34-91Ⅲ
16	〃 6.2		口縁部内外面ナデ	外縁部内外面ナデ	細かい胎土	良好	褐色	B34-99Ⅲ
17	〃 6.5		口縁部内外面ナデ	外縁部内外面ナデ	石粒含む	やや軟質	褐色	B34-89Ⅲ
18	〃 3.7		口縁部内外面ナデ	外縁部内外面ナデ	細かい胎土	良好	褐色	B34-99Ⅲ
19	〃 8.4	11.3	口縁部内外面ナデ	外縁部内外面ナデ	石粒含む	〃	〃	B34-88Ⅲ
20	〃 6.6		口縁部内外面ナデ	外縁部内外面ナデ	細かい胎土	〃	〃	C35-11Ⅱ
21 器台	4.0		口縁部内外面ナデ	外縁部内外面ナデ	細かい胎土	〃	〃	B35-9Ⅲ
22 須恵甕	8.0		口縁部内外面ナデ	外縁部内外面ナデ	細かい胎土	〃	青灰褐色	B35-10Ⅲ
23	〃 3.2		口縁部内外面ナデ	外縁部内外面ナデ	細かい胎土	〃	〃	B34-99
24 平瓶	8.9		口縁部内外面ナデ	外縁部内外面ナデ	細かい胎土	〃	〃	B34-88Ⅳ
25 高台付杯			口縁部内外面ナデ	外縁部内外面ナデ	細かい胎土	〃	〃	B34-99

第5章 国府跡推定地調査小結

国府が設置された場所は、中央政府との連絡交通が便利なところで、肥沃で広い平地でしかも水害などを受ける心配のない土地が選ばれた。諸国の国府所在地の例から、背後に防禦的な地形を背負い、南面に条里地割施行地域および条里適用可能地を望むことができるようなどころが考えられたことがわかる。というようなことや、国府が多く一町方格の条坊的街路形を示すので同様に一町間隔の方格地割を広範囲につくられた条里とは相互関係があるという立場などから、国府と条里には関係あるという説と条里は地形、水利などにしたがっているため必ずしも東西、南北の方位をとっていないのに対し、国府は南面することを原則としているから、両者の地割には関係がないという説とがある。

染屋台に於ての条里遺構と国府との関係について一志茂樹は「信濃国府は、東の手と西の手を合すれば方六町となり、明らかに、条里制の一条一里の区域に当っている。その東限と西限には、石神堰を導入したかと考えられる堀跡をわずかに追跡し得るし、南限は、その一町南を流れている笛井染屋堰が、中途わざわざ右折せしめて南門前に出さしめ、南限を西流しているので、その限界は明瞭である。これに反し、北限は必ずしも定かでないが、その一町北の畦から大きな礎石が発見されており、しかも、この町内の小割は、方六町内とは若干の差違を示している」と述べ「我が国における国府跡の研究のほとんどは、無反省に条里制とを結びつけて解明しようとしているが、畿内やその周辺の国々、ないしは畿内地方の古氏族との関係の深い箇所にあっては、その妥当な例もみられようが少なくとも信濃の場合においては当らないのである。多分に、ここでは、その一つの特徴は、国府跡を主軸として条里的開田を進めた」ものといい慎重な考察をされている。

ところで染屋台に所在すると推定された創置の信濃国府跡の発掘による確認調査は昭和57年に第一次として推定国府域の南限中央部で南大門に当る地点の発掘調査を、昭和58年には第二次として国衙域の南辺周辺部の発掘調査をした。2回の調査結果は、それぞれ報告書が刊行されており、弥生式土器や土師器、須恵器の資料が出土している。殊に第一次には出土量も多く住居跡の一部も確認されるなど多大な成果を得たが、国府跡に關係づけられるような遺構・遺物については知ることができなかった。

しかしこの結果だけで国府跡所在地としての推定が間違いであるというのは早計と考えられた。それは発掘地点選定の適否も問われるであろうが、広い範囲に亘る染屋台で短期間にその一部を発掘調査しただけで、すぐに解明されるものではないのである。また、発掘途上での範囲拡大などに種々の制限があったことなどの悪条件が重なったことによるものと考えられる。条件を整え広範囲にしかも回数を重ねて調査を実施して、総合考察がなされるよう望むものである。

なお、今次の調査も部分的に遺物の確認がなされたものの、関連する明確な遺構の検出ができずに終了した。今後の調査に期待するところである。

(五十嵐幹雄)

あとがき

この報告書は序文、例言ことに調査にいたるまでの経過で詳しく述べられているように「染屋台条里的遺構の緊急発掘調査」と「創置の信濃国府跡推定地」の第三次発掘調査の概報である。本来ならば各別の報告書とすべきものであるが、調査対象地が同一地域であるに加え、調査会・調査団がすべて同一であり、また発掘作業も一連の期間であったことなどから、関係者協議の結果合冊としたものであり、全く便宜的な方法であることを明記するものである。

調査結果については各項で述べられている通りであり、今回も国府跡と確認する遺構を知ることができなかった。しかし染屋台条里的遺構調査をはじめ長年月に亘っての調査研究の総合的考察の結果から推定された国府跡である。たとえ三次に亘る調査とは云え、短期間でしかも小範囲の調査である。国府跡の存否に結論を出すことはいまだ尚早の感を強くするものである。推定地を立論された先学の識見と情熱に答えられるよう今後一層の確認調査に努力の必要を感じるものであり、この概報が貴重な資料となる時がくるものと信じている。

今回の調査も大勢の方々に御協力をいただいた。調査時期を例年より一ヶ月早めたことから農事いまだ多忙の時であったにもかかわらず、諸事繰り合せて御協力いただいた地元の方々に先づもって御礼を申しあげたい。

かつての「染屋台条里的遺構の調査」を担当された小穴喜一氏には遠路御来場のうえ適格の御指導を下さり、赤塙一巳氏には御多忙中のところ、臨地のうえ御指導とともに報文までよせていただいた、両氏に感謝を申しあげたい。調査団の川上貞雄氏は健康不快のところ現場事務と、人員確保の為に無理をされ、調査終了と同時に入院しいまだ療養中とのことである、全快の一日も早いことを祈念するものである。

連日ご協力いただいた調査会、調査団の方々、事務局の方々、今回も現場事務所に一室を都合して下さった田口食堂の方々等々に厚く御礼を申しあげたい。

最後にこの報告書作製にあたっては調査主任川上元氏および調査員の倉沢正幸氏に格別なる御尽力をいただいたことを記し謝意を表するものである。

(調査団長 五十嵐幹雄)





図 版

図版二 トレンチ土層断面



B トレンチ第2区



B トレンチ第5・6区（土器出土状況）



D トレンチ第12区



E トレンチ第3区



G トレンチ第4区



大土手調査区

図版四
A 地点



A地点全景（西より）



土器出土状況



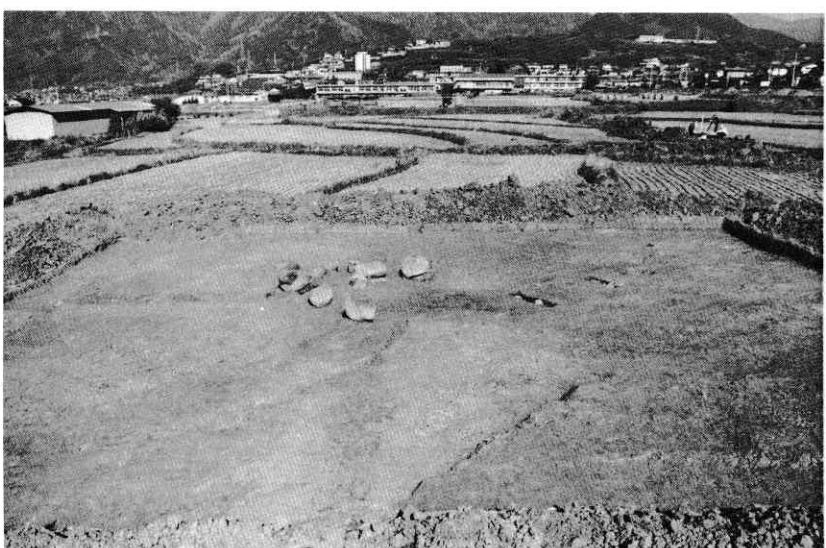
土層断面



盛 土



盛土内部



B 地点全景 (南より)



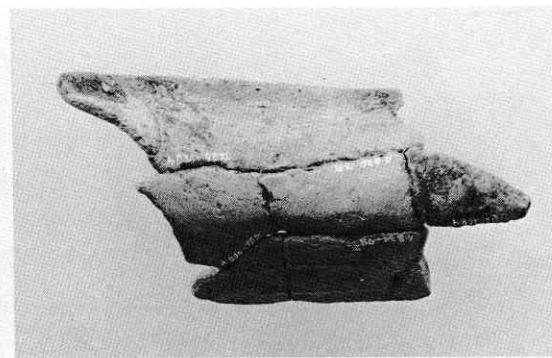
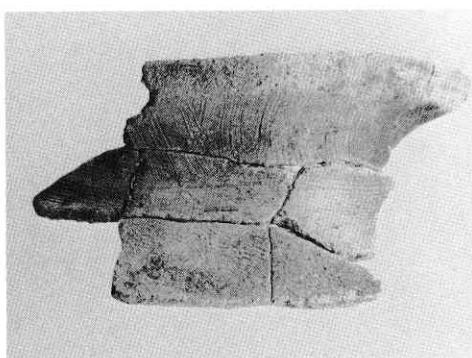
トレンチ調査風景



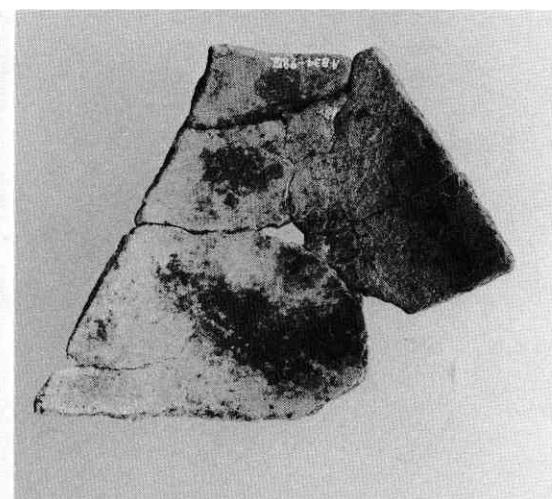
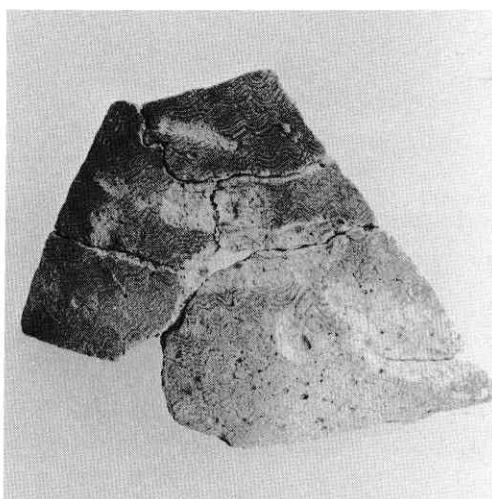
A地点調査風景



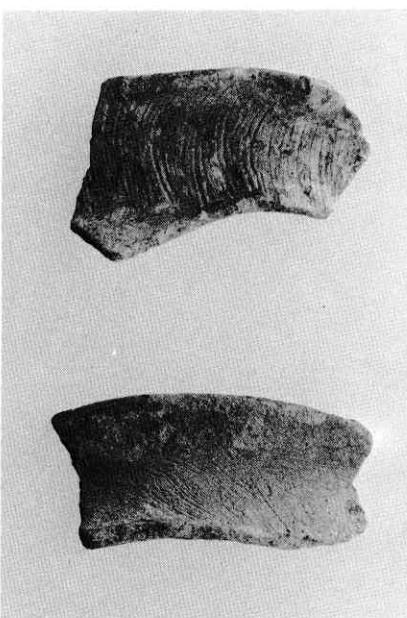
調査団



弥生甕（表・裏）



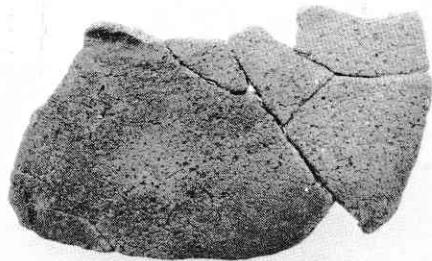
同上（表・裏）



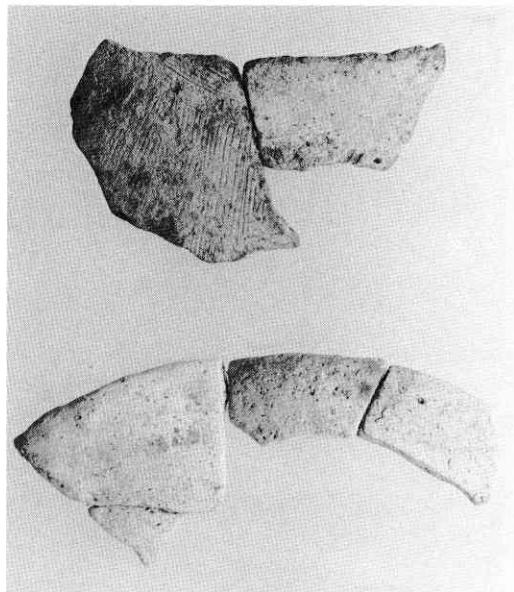
土師甕

同左

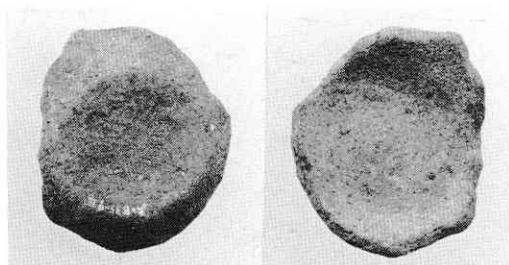
図版八 出土遺物（土師器）



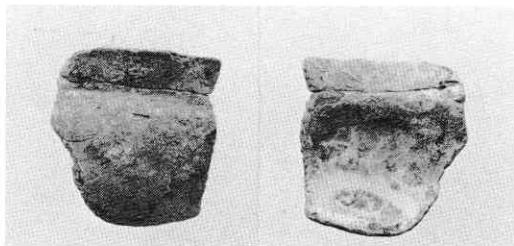
甕



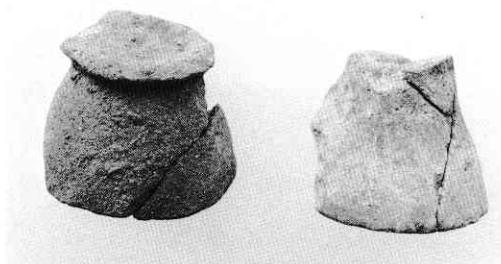
甕ほか



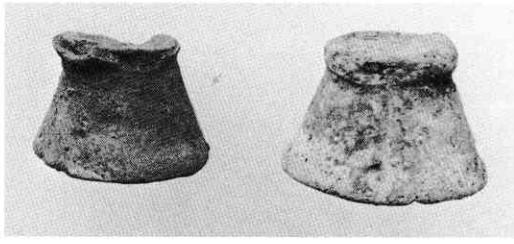
甕底部（表・裏）



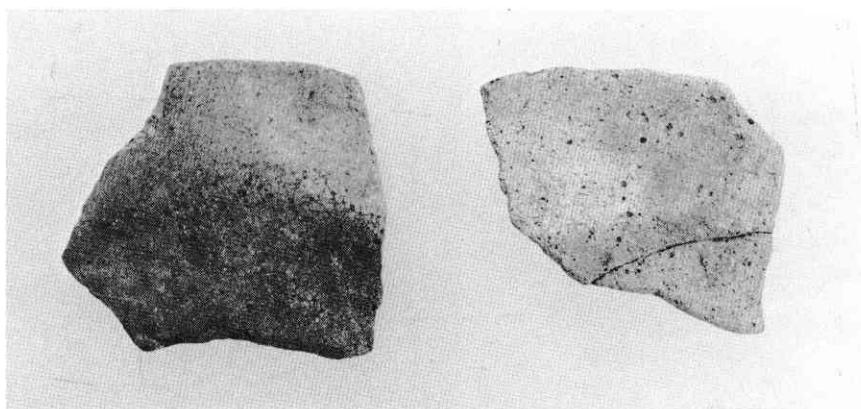
小形甕（表・裏）



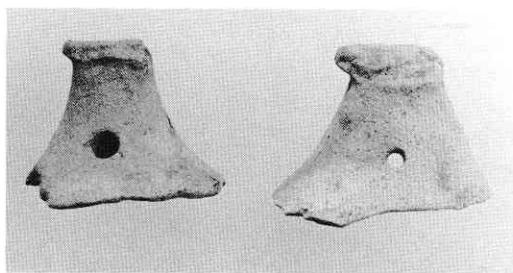
高台付甕



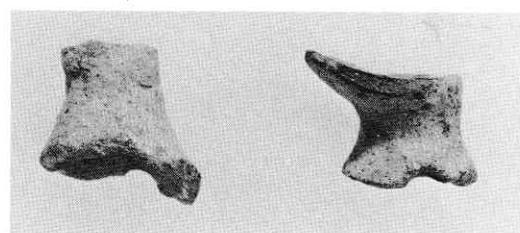
高台付甕



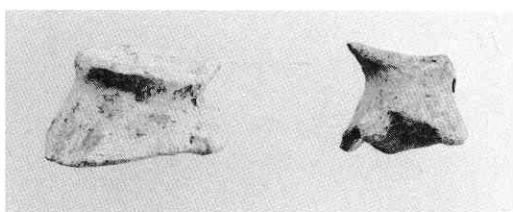
高環環部



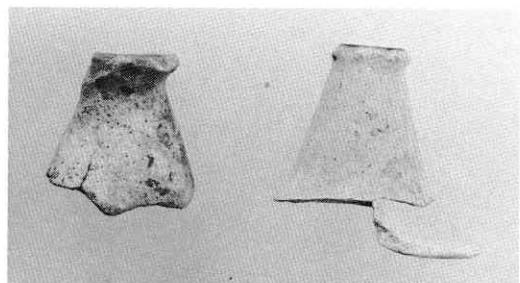
高環脚部



高環脚部



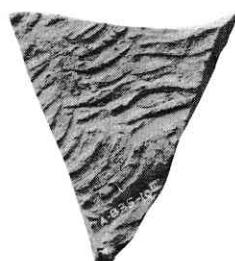
同上



同上



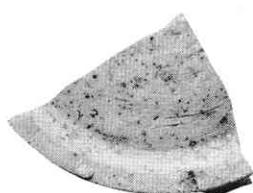
甕



同上



平瓶



高台付環底部

上田市文化財調査報告書 第24集
『染屋台条里水田跡遺跡調査概報』
『創置の信濃国府跡
推定地確認調査概報 Ⅲ』

発 行 1985年3月30日

上田市教育委員会

印 刷 田口印刷株式会社
